

平成22年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成22年9月16日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成22年9月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(18名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

12番 中本 博明君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 木元 真琴君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君		
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	川元 文雄君
東和総合支所長	菊本 雅喜君	橘総合支所長	八幡 清治君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君
契約監理課長	上元 勝見君	農林課長	中原 義夫君
上下水道課長	岡本 洋治君		

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。中本博明議員から欠席の通告を受けております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は7名であります。通告順に質問を許します。14番、平川敏郎議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 改めまして、おはようございます。14番、平川です。通告させていただきました下水道事業における今後の見通しについて質問させていただきます。

下水道は住民が快適で文化的な生活を送る上で欠かせない施設であり、自然環境を保全する上でも重要な役割を担っています。

先般、執行部より住民に対する生活廃水処理に関するアンケート調査が行われ、6月11日全員協議会において下水道アンケート結果の説明がありました。結果は、49%から53%が現状のままでよい。下水道を希望するのは26%から30%という結果だと記憶しております。

住民のこの調査結果にはいろいろと理由があると考えますが、私が思うに住民においては総論賛成で各論では反対ではないでしょうか。アンケート調査結果、また整備地域の現状等を踏まえ、今後下水道事業計画をどのように考えているのか、まず1点お聞きします。

第2点目でございますが、御存知のように全国の下水道ビジョンを見ますに、多くの市町村で

老朽化施設の増加による多額な維持管理費が財政負担となっております。下水道事業の経営は、一般会計との間の適切な経費負担区分を前提とし、事業収支及びその経費によって自立性を確保し、独立採算制を行うことが原則と思います。

本町において、下水道事業は各特別会計の中で、一般会計繰入金が多い現状のようにも思われます。少子高齢化社会や人口減少の到来、環境保全意識の高まり等による社会的要因が変化しており、下水道の整備方針についても大きな転換期を迎えていると考えております。

また、老朽化した施設の更新については、施設の老朽化を適切に評価し、優先順位を明確にして、収入をにらみながら、施設更新を進める必要があるとも考えます。特に、下水道事業特別会計の地方債残高も、今後事業を進めていけばふえ続け、多額の債務を抱えると思うわけでありませぬ。接続率の向上や安定的な使用料収入の確保、機械設備の耐用年数、ほかの老朽化施設の更新等を踏まえ、下水道事業に伴う財政健全化に向けて、10年先の見通しについて。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは平川議員さんの下水道に関する御質問につきまして、お答えしたいと思います。

現在、本町では自然と環境にやさしい町づくりを目指して、下水道整備事業や合併浄化槽の設置事業の整備を進めているところでございます。

議員さん御指摘のとおり、町民の方々にとって下水道整備は快適な生活を送る上で、また自然環境を守るために必要不可欠なものと考えております。

まず1点目の御質問でございますが、今後の事業計画についてであります、6月の全員協議会で御説明を申し上げましたとおり、下水道を希望される方の割合が低いという率になっておりますが、その理由といたしましては高齢で後継者が、まあ後継者といいますが、子供さんがこちらにいないとか、そしてまたもうこちらに帰ってくるのが余り予定されてないとか、または既に合併処理浄化槽とか単独浄化槽を整備しているということが考えられるわけでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが下水道の整備は合併処理浄化槽の整備とともに、自然環境の保全上必要な施設であることも事実であります。特に、人家が密集して浄化槽を設置できないような地域もたくさんございます。そういうところにおきましては、下水道による集合処理は有効な手段であります。さらに、整備地域と未整備地域格差というのも既に出ておるわけございまして、これの解消も必要であろうと考えております。

今後、下水道事業を進めていく上で重要なことは、処理区域の設定の方法だと考えております。従来は、例えばその地域全体を、すべてを取り込むという区域設定をやってきたわけですが、従来どおりの処理区域の設定を改めまして、より区域を限定した処理区、例えば人家の密

集地域のみを対象として実施する必要があると考えております。要するに、将来の効率性の問題だと思っております。

そして、下水道処理区域から外れた、処理区域外となった地域については、できるだけ合併処理浄化槽の設置の補助の、その補助率をできるだけかさ上げして、高率な補助として区域外での合併処理浄化槽の設置の促進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、下水道事業を実施するにあたりましては、区域住民の方々と協議しながら、その御理解をいただくことが不可欠であります。町としても、アンケートの結果を踏まえながら、未整備地区もまだまだたくさんあることでございますから、今後住民の方々に下水道整備の必要性を説明しながら、御理解をいただくように努力していきたいと思っております。

2点目の御質問ですが、本町においても施設の維持管理費には、毎年相当多額の予算を計上いたしております。周防大島町の場合、まだまだ特に老朽化が激しいということではないと思うんですね。例えば、実際に稼働し始めたのが平成になってからほとんど稼働し始めたくらいのことですから、下水の先進地のようにもう昭和の初めころからずっと整備したというわけではございませんので、特に老朽化が著しいというわけではありませんが、それでも施設の更新改修が既に起こっております。

まず、浮島の漁業集落排水施設のマンホールポンプの更新を、平成18年度より4年間で5,900万円くらいかけて実施をいたしております。また、本年度より2カ年かけて、事業費が約2億円で、片添浄化センターの脱水機の更新事業を計画いたしております。

このように老朽化施設の更新事業につきましては、今後とも少しずつではありますが、増加していくのではないかとこのように思っております。このような施設更新につきましては、耐用年数の問題とかまたはその緊急度を考慮しながら、計画的に実施を進めなければならないと思っております。

2点目の御質問にあります10年後の見通しについてであります。未整備地区がまだまだたくさんあるわけございまして、今後の新規事業の予定箇所または予定の事業費並びに老朽化施設が、どの部分から新しく更新しなければならないかというふうなその経費等が非常に不確定でございまして、現在稼働しているその施設での予測でしか見通すことができないという状況でございます。

10年後の平成31年ですか、これの収支状況について、今現在あるものですね、今私たちが維持管理しておる部分だけを平成31年で見ますと、まず基礎となる人口についてですが、人口問題研究所による予測数値で処理区内人口を6,389人と設定いたしました。そして、水洗化率を90%と見込んで、使用料につきましては現行のままと今いたしております。

これで、シミュレーションしたわけですが、それともう一つですね、維持管理経費については

前年対比1%の増、人件費については平成21年度と同額とし、建設改良費については安下庄の公共下水と片添浄化センターの改修経費は今既に予定されておりますので、これらは見込んでおります。これで試算いたしますと、平成31年度におきます一般会計からの繰入金は4億4,500万円くらいとなります。平成21年度繰入金が3億5,590万円でありますから、約8,900万円くらいの増額となる予定でございます。

平成21年度の基準内繰入額ですが、要するに基準内繰入額というのは一般会計から繰り入れる必要があると認められておる部分ですが、これが1億9,200万円、基準外繰入金、すなわち赤字補てんといわれる部分ですが、これが1億6,390万円となっておりますが、平成31年度の見込みでは基準内の繰入金が1億1,840万円で、基準外の額が3億2,720万円と大幅に伸びてくるということになるわけでございます。

この見込につきましては、料金を据え置いた上での数値であります。そういうことありますので、今既に21年度でも赤字補てん分という部分については、本来でいえば特別会計の趣旨からして使用料金を回収しなければならぬということもございますが、そういうことからいたしますと、今後とも適切な料金制度を維持するために、料金の改定を含めまして、収入の確保を図って、歳出についても当然内部経費の削減に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

非常に、この試算につきましてはまだ今から区域を拡張する、新しく整備をしていくということが、全く入っていない状況の中での試算でございますので、余りこの数字が一人歩きすることがないようにお願いしたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 同じことを申し上げるようですが、下水道アンケート結果による調査は、やはり住民にとっては総論賛成で各論で反対と私は考えております。現実的な理由として、やはり町民の声としては社会的な情勢として少子高齢化が大きく進み、特に高齢者大団、また独居の方は下水道事業は賛成しても、新たに下水道布設に伴い、くみ取り式等の場合、台所、トイレ等の改修費が家屋の形状等で違いはあるにしても約80万円程度かかり、今の現状のままでいいということで、下水道設立率の向上が望めないというように考えております。

また、下水道事業で既に合併層を設置されている方も、合併層を壊し新たに接続費がかかり二重の経費が必要となる問題等も大いに考えられます。しかしながら、反面くみ取り式家屋等の場合、生活雑排水が河川に流れ、環境問題に対しては大きな大きな懸念がございます。

また、今回同僚議員さんも一般質問されておりますが、以前に合併層を設置した家屋では当時延べ床面積により7人槽、10人槽という大きな合併槽を設置したものの、当時は大家族であったが、今は皆さん出て行って独居となり、メンテナンス費用は一人でもその費用を払わなけれ

ばならない。また、多額の合併浄化槽のメンテナンス費用も払い、下水道整備地区と未整備地区とで不公平であるという声をたくさん聞いております。本町のように高齢化が進む中の下水道事業は、賛否両論があつてしかるべきと考えます。特に、下水道事業の計画変更による費用削減した市町村もあるそうです。

ここで私申し上げたいのは、今現在集落がまとまった地域があります。その中でも空き地が随分あつて、条件的にいわゆる敷地等が確保できるものなら、何戸か集めての集合合併浄化槽、こういったものはできないかと。

それともう1点、先ほど町長も申されましたけど以前から広報でそういった説明をされておりますが、特に久賀地域は未整備事業です。健全な下水道が次世代へ確実に引き継がれていくためには、目指すべき将来像といえますか、今後進むべき方向性を示すため、広く住民へ周知を図るために事業計画の説明会、これをいろんな面を踏まえ、いま一度開催する必要があると考えます。それらの点について再度お聞きいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） また詳しいことは部長のほうからも申し上げると思いますが、何件かまとめてからその合併処理浄化槽をやるという今御提案でございましたが、このことも以前建設省ではなくて、別の省庁で、例えば数件をまとめてから合併処理浄化槽を設置して、それを補助してそれをまた自分たちで維持管理するという補助制度もありました。

しかしながら、これの一番の問題は、ここの周防大島町のような高齢化が進んだ地域でありますと、例えば初め10軒でスタートしたけれども、だんだん1軒減り、2軒減り、3軒減りということで、最後に5軒で運営しなければならないということになりますと、やはり10軒でスタートしたものが5軒になってしまうというふうな形がありまして、非常に大きな問題になっている地域もあります。一時期非常にこれが有効だということでスタートした、スタートといいますが、そういうことの制度を活用したという事例もありますが、今のところちょっとここではなかなか厳しい、後々がですね。やるときは非常にいいと思うんですが、後々そういう問題をはらんでおるといこともおくみ置きいただきたいと思ひます。

もう1点、久賀地域のことにつきましてですが、久賀地域と今、久賀、棕野、三蒲、小松、屋代、開作ですか、この地域がこの前の6月に申し上げましたが、基本構想の第一弾としてから整備をしなければならない地域として、構想には挙げております。そういう中で今、地域住民への説明会という話がありましたが、当然先ほど申し上げましたように、区域をできるだけ限定的に効率のいい下水処理をする。できる範囲を限定しなければならないということからいたしますと、その線引きをした後に区域内の方々に御説明を申し上げるといことと、もう1点先ほど言いましたように、区域外の方につきましては合併処理浄化槽設置の補助率をできるだけかさ上げして

いって、個人の負担にならないような形で合併処理浄化槽を進めていくと。この両方をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 具体的には合併浄化槽による共同での集合処理施設の設置でございますが、大変合理的な考えと思われま。可能と思われる方法について、県とも以前協議いたしておりますが、結論から申し上げますと管路や浄化槽の管理面で責任の所在が明らかでないため、認められないということです。原則1戸につき1つの浄化槽が必要とのこと。

また、先ほど町長が説明したように町が事業主体となっていく小規模の市町村型の合併浄化槽整備事業もありますが、事業の採択要件の中で農業集落排水事業、公共下水道事業で採択できない、補助対象とならない地域で10戸以上20戸未満の人家が密集して、全戸加入が条件で、その集合処理による合併浄化槽を設置することにより、その地域全体の水洗化率が100%になる地域で、本町の場合少し当てはまる地域はないように思われま。また、1軒1軒が離れた場所に集合処理による浄化槽を設置した場合、管路、ポンプ等事業費が膨らみ、受益者負担も高額となります。町が使用料を徴収し管理運営を行う条件で、現在の下水道会計と同様の会計が必要となり、個々の条件をクリアするのは非常に困難と考えま。現在、例えば下水道処理区域外については、個人設置型の合併浄化槽の設置をお願いしているところでございま。

次に、住民の方への説明会ですが、先ほども町長が申し上げたとおり、下水道の必要性について住民の方に御理解・御協力をいただくためには、地元説明会は欠かせないものと考えま。今後、早期に地元説明会を開催することができるよう努力してまいりま。どうか、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 今、私が申し上げた集合の合併浄化槽はいろんな問題がある。これも私は理解しております。

しかしながら、その事業費というか、そういう形で考えた場合に、効率はいいと思うんですが、今部長の考えではちょっと難しいということですが、ならば下水道特別会計これプラス集合合併浄化槽特別会計というのは、まずもって無理ということですか。逆に特別会計でやれば、先ほど町長が言われたように1人、2人と減っていったんではこれが難しいということで、特別会計というのを新たにつくるといのは法的に難しいんかどうか、その点についてもう一度お願いします。

議長（荒川 政義君） 岡本上下水道課長。

上下水道課長（岡本 洋治君） 先ほど部長が答弁いたしました特別会計、これ事業の要綱の中に当然使用料を取って、下水道とか農業集落排水と同じような会計をもって運営をしようということになっておりますので、当然ながら主要条例から管理運営規定とかそういったものをすべて

定めなければならないと考えております。

無理というわけではございません。ですが、いろんな手順を踏まえてやっていく必要があるかと考えておりますので、できないとは申し上げてないと思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 今、課長の答弁で理解できたんですが、そういった方法がほかの先進地でもあるというのがあれば、ぜひ周防大島町もそういった形で特別会計、下水道の会計と集合合併浄化槽の特別会計というのは無理かどうかわかりませんが、その辺を比較しながら、先進地を見ながら、ぜひできるものならそういう形をとったら効率のいい費用の削減ができるんじゃないかと思うんでよろしくをお願いします。

次に、先ほど町長の答弁では下水道は平成の初めごろだから、ほかの市町村のように昭和の初期からじゃないんで老朽化はそこまで進んでないということでの答弁だったと思いますが、やはりこれから先そういった施設整備などの多額な維持管理費、これが浮上してくるんじゃないかと思うんで、私は申し上げたんでございます。下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、これがともに特別会計であり、一般会計より繰入金を出しており、一般会計も当然、厳しい時代が到来すると懸念しております。さらには、下水道事業未整備地域への新規事業を行うとなれば、やはり地方債残高が増加し、多額の債務を抱えることになり、住民のアンケート調査にもやはりその辺で下水道をしなくていいというものなきにしもあらずと見ております。

やはりどの事業でも加入率といいますか、それらに対する収入確保が必要不可欠というふうに思っております。下水道事業は使用開始から3年以内に接続というようになっておりますが、今現在普及率はたしかお聞きした範囲では17.6%となっておりますが、平成21年の決算において分担金が435万1,700円、使用料においては304万6,465円の多額の収入未済額が計上されておりましたが、これらに対する徴収には今以上に鋭意努力されて徴収に努めていただきたいというふうに思っております。

先ほどの答弁で、10年先の見通しということで見込みとなるので、試算は大変だったというように思っております。しかし、10年先の見通しは、先ほど答弁で収入の確保を図り、内部経費の削減に努めていくということでございました。本町も各事業の見直し、検討をたくさんやられております。先般も、避けて通れなかったと思うんですが、ケーブルテレビの事業、こういったものが当然新規事業になれば、やはり多額の起債が必要になってくるというふうに思っております。

例えになるかもしれませんが、下水道事業と相反する部分もあるかもしれませんが、浮島の漁業集落排水事業において、ここ3年間一般会計からの繰入金は約2,000万円以上となっております。

り、住民1人当たりになると約8万3,000円ですか、いようになり、想定ではありますが一般会計からの繰入金、これが今後膨大となり、使用者への負担が求められるようになってはいかなというように思っております。

先ほど、平成21年、31年の繰入金の答弁が町長よりありました。ちょっと最後まで金額はよう書き切らなかったんですが、今後の繰入金に関係しますのでお聞きしますが、地方交付税も合併後10年間は現状のままということで、今現在この平成21年でも平行な、平行いいますか、増加の現状にあると思います。

政権交代もあり、4町合併の10年後、平成26年ですか、26年からはちょっとこれ質問外に外れて申しわけないかもわかりませんが、繰入金のほうに関係しますのでお聞きしますが、平成26年は政権交代等々でどのくらいの試算になるかわかれば教えてほしいんですが。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 交付税に関する御質問がございましたけども、平成26年の交付税額の見込みというような御質問ですけど、まずこれについては非常に見通しがつきにくいといいますが、当然ことし国勢調査もございます。ですから、国勢調査の人口等も相当影響する部分がございますから、今幾らというのは非常に申し上げにくい数字だろうと思います。

ただ1点、交付税につきましては、今議員さんおっしゃったように、合併後10年間につきましては旧4町が存続したということで交付税措置がされております。ですから、それは平成26年度までは旧4町があったことで、今年度の決定額で申し上げますと約、ざっとで大雑把な数字ですが普通交付税約78億円でございます。これに、臨時財政対策債が約7億円、合わせて約85億円の普通交付税的な部分が措置されております。それが、今後その27年度から5年間かけて少しずつ本来の周防大島町が交付されるべきものに落ちてきます。

これが今、今年度の試算でいきますと、その金額67億円でございますから、約18億円がその5年間で徐々に減額されてきて、平成32年度以降は今年度ベースでそのままいきますと67億円という、約18億円の額が減額されるという見通しでございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 先ほど町長の答弁の中の基準外とか基準内の繰入金ですが、これは基準内の繰入金は起債の償還で変わってくるんで、と勉強しておるんでアバウトというかそういう形になると思うんで、今の課長さんの答弁ではやはり下がってくるということで、やはり繰入金にもこれが大きく関係し、やはり使用料の徴収、分担金の徴収、これは大いに努めていただかないと、やはり一般財源が厳しくなる。何の事業もそうですが、やはりその辺のところを努めていただきたい。

なお、接続率といいますが、その辺がまだまだ大変低いパーセンテージが出ておりますので、

その辺のところをいかに今以上にまたやっていただき、加入率をふやしていき、またその辺のところでも収入確保、こういったものを努めてください。

最後にですが、久賀地域は未整備事業でございます。こういったものを全員協議会を開催し、事業計画の説明、また下水道の財政計画、それらを十分示していただいて、この後、その全員協議会の後、やはり住民の説明会、これをきちっとやっていただくようお願い申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で、平川議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、18番、布村和男議員。

議員（18番 布村 和男君） それでは、水道料金の安定と配水管の地震対策について質問させていただきます。

まず初めに、水道料金の安定に関する質問であります。実はきょうの新聞を見まして、県の方針が大々的に載っておりました。見出しを見ますと柳井など2市4町の水道事業への補助を廃止、1年前倒しということで、来年度の補助金の廃止の方針を伝えたというようなことが新聞に、きょう出ておりました。実は朝見たものですから、今さら原稿を変えるわけにはいきませんので、再確認の意味で質問をさせていただきます。

本町の水道事業は、昭和57年に柳井地域広域水道企業団に加入し、弥栄ダムから遠距離導水により、水道用水の底を来たすことなく安定供給がなされております。この広域水道事業は膨大な建設事業費がかかっており、今も企業団へ出資償還金や出資補助金に多大な財政負担を必要としております。

こうした中、山口県の配慮により県内の水道料金格差を是正し、県民生活の安定を図ることを目的に、平成14年度から平成23年度までの10年間、水道事業高料金対策補助金として県より財政支援をいただいております。しかしながら、県も財源不足により平成24年度以降は確約がないとのことあります。

この補助金は、本町の水道料金の安定を図る上で重要な役割を果たしております。現在でも県下で一番の高料金となっているときに、この補助金が打ち切りになりますと、水道料金の大幅な値上げが心配され、住民生活に深刻な影響が考えられます。

柳井地域広域水道は、2市4町で構成されていますが、関係の市や町と連携をとり、補助金継続の要望に取り組む必要があると思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

次に、水道管の耐震化等についてお尋ねをいたします。

阪神淡路大震災以降も各地で大きな地震が発生し、水道施設も多大な被害を受けております。近年は地震の活動期に入ったと言われ、将来的にも東南海、南海地震などの大地震の発生が予測

され、水の確保の万全を図るために、国全体で議論する時期にきていると言われております。

こうした中で、本町においても地震等により断水または減水すれば、住民生活、経済活動に与える影響ははかり知れないものがあります。水は欠くことのできないライフラインであり、平常時はもとより震災時の非常時においても一定の給水を確保することが町の責務であり、水道施設の耐震化を図り、被害の発生を抑制し、影響を極力小さくすることが必要であると思います。

08年の厚生労働省の調査によりますと、全国の主要水道管のうち、震度6強相当の揺れに耐えられる耐震適合性を持つのは28.1%、山口県では19.6%であると報告されております。本町においても、送水本管から各家庭に至るまでの配水管に石綿管等を使用した耐震に適合しない老朽管が多くあることと思われまます。また、これらについては年次的に耐震管への交換を進めていることと思います。

そこで、お尋ねであります、現在こうした老朽化した配水管がどのくらい町内で確認されているのか、お尋ねします。

また、老朽化した配水管はどの程度の地震まで大丈夫なのでしょう。

次に、耐震化率であります、これは一つの町でなかなかこれを出すというのは難しいかわかりませんが、もしわかればお願いしたいと思います。

最後に、この老朽管の耐震化に向けての、今後の対策についてお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 布村議員の簡易水道の安定供給と配水管の地震対策についての御質問でございますが、町民の皆様が幸せに暮らせる町づくり、また安心して暮らせる町づくりのため、安全な水道水の確保及び供給に努めているところでございます。

第1点目の御質問でございますが、水道事業高料金対策費の補助金につきまして、既にけさの新聞等で皆様方も御存知のとおりでございますが、実はこれは昭和57年に柳井市をはじめ、大島郡の当時の4町、そして田布施町、平生町、上関町、当時の大畠町、当時の由宇町の1市9町で柳井地域広域水道企業団を設立し、弥栄ダムからの遠距離導水事業を実施いたしました。

平成12年8月より供給が開始され、安定供給をすることができるようになりました。しかしながら、膨大な事業費のために、企業団の設立当初から末端の受水費がかなりの高額になることが予想されるため、県に対して財政的な援助を申し入れて、当時の1市9町の町長、市長並びに議会議長さんが県庁を何度も訪問し、関係する県議さんの、関係するというのは要するに熊本郡、柳井市、大島郡、そして玖珂郡というこの県議さんにも全部入っていただきまして、当時の二井県知事に要望書を提出いたしました。

これを受けて、知事のほうより何度もやりとりはあったわけですが、平成14年度から10年間で約15億円の助成を受けるとの約束をいただき、現在に至っているところでございます。

本町のそれに対する影響力でございますが、年間約5,000万円の助成が受けられております。だから、これはけさの新聞にもありましたけど、けさの新聞は柳井市のことが主に出ていましたが、柳井市とほぼ同額の助成を受けているわけでございます。しかしながら、県の、これは今のところは事務レベルの話なんですけど、財源不足のために23年度はもう困難であると。そして24年度以降というのは、一応10年間は切れて、私たちは24年度以降もぜひとも継続してくださいという要望をしておったわけですが、24年度以降はとももう考えられないというような回答を、今事務段階レベルではあるんですが、そういう回答をいただいております。

きょうの新聞どおりでありますけど、これは昨日の柳井市の議会の一般質問で出たから、特に大きく新聞に出たんだろうというふうに思っているところでございます。しかしながら、この周防大島町にとりましてこの5,000万円が補助されなくなるということになりますと、どうするかというと当然第一義的には水道使用料でまかなうのが筋でありますけど、その5,000万円を水道使用料の改定で確保しようとするならば、過去の使用料改定を、合併から既にやりましたが、過去の使用料の改定並みで上げるとすれば、一度に3回分を上げるくらいの改定をしなければ、この5,000万円にはいかないということでございまして、当然不可能な数字でございます。

しかしながら、先ほどの平川議員さんの御質問にもありましたが、下水道同様に既にすごく大きな多額の一般会計からの繰り入れを行っております。当然これは水道使用料をできるだけ低価に抑えんにゃいけんということもあるんですが、実はそうした中でも県下の水道使用料の中では一番高い分野に入っておるわけでございます。

だから、この5,000万円を仮に上げないとするならば、やはりまた一般会計に負担がかかってくるということにもなります。そういうふうになりますと、非常に町全体の財政計画が大きくなるってこういうことも考えられます。

ぜひとも県のほうには、23年までの約束は当然のこととしながら、さらにまた10年を経過した後もこの高料金対策としての事件の助成を継続してもらいたいということを考えておるわけございまして、このために関係の団体の市長、町長を初め、議長さん方にも御出席をいただき、既に協議を何度も重ねておりますが、その結果、8月18日に各市長、町長連名で知事あてに補助制度の継続の要望書を提出したところでございます。

また、県議会の日程もありますけど、開会中にあわせて県議会議長あてにも同様の要望を提出したいというふうに今、日程調整しているところでございます。

第2点目の耐震問題についてですが、国の基準であります40年以上経過した管路の延長ということになりますと、昭和45年以前のものというものでありまして、当時のことを考えますと、部落水道とか個人設置の施設を町の簡易水道に取り込んだというようなこともありまして、設置

年度が不明な箇所が相当ありますので、詳細な把握がなかなかできておりません。これが、国の基準とのそごがきておるところでございます。

次に耐震の基準についてでございますが、水道法による施設基準では各地域において地形とか地質、自然的条件を勘案し、地震規模を想定した上で施設の設計をするということになっておりまして、本町の地域防災計画には想定される震度は5弱以上、最大で6弱ということになっております。水道施設の配水管については震度6弱を基準といたしております。

耐震化率についてありますが、本町の台帳管理しております水道管延長は、平成21年度末で36万4,113メートルとなっております。364キロですかね、だから。管の種類別では鋼管とか、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニール管、ポリエチレン管、その他に分かれております。

このうち、震度6弱に対応できる管はダクタイル鋳鉄管とポリエチレン管で、この延長は6万7,349メートルとなっております、耐震化率で申し上げますと18.5%ということになります。

今後の対応についてでございますが、耐震強度の不足している管路延長が29万6,752メートルと膨大になるわけございまして、この中で震災時に被害が増大することが予想されるものとして、特に送水管または導水管、または大口径の75ミリ以上の配水本管、これらにつきまして国の補助制度等も考慮しながら長期的な計画に基づく、更新事業が必要であろうというふうに思っております。

そのすべてをやればいいんですが、これだけの距離になりますから、例えば配水管の小さい管につきましては、仮に破裂しましても被害とすればやはり大きなものから先にやっっていこうということになっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 1点目の水道の補助金ですが、今、町長が言いましたように県のほうもそういった方針を出しておりますが、年間5,000万円というこれがなくなると、住民への水道料金に跳ね返るということで、ぜひとも県に強く要望していただいて、継続していただくようお願いしていただきたいと思いますが、この件については議会でも提案をいたしまして、県のほうに要望するというようになっておりますので、町と力を合わせて県のほうに要望していきたいというふうに思っております。

2点目の耐震化の件であります、老朽化した配水管がどのくらいあるのかということで、わからないということなんです、これを地図の上ではそういうようなものがあるのかないのか、それか何かの方法で古い管を探し出すというようなそういう手だてはないものなんでしょうか。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 33年以前から、いうなら各地区で専用水道なり、部落水道というのがあって、今の合併当時、簡易水道をつくるに当たって、その部落水道を利用して今の簡易水道の本管に接続した経緯もありまして、管路の延長については台帳上整備しておるんですが、築造年月日について不明の点があって、今のところちょっとお答えできないということになっております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） それは旧町でもそうでしたが、要するに管が破裂したらその都度直していくというしか今までやり方がなかったなあというふうに思いたしておりますが、耐震化率が18.6ということで、かなり低いわけで、国も県も皆低いわけで町とすればまだ18.6というのは、それなりにやっておるのかなというような気もいたしますが、耐震化、今現在その都度古いものが見つかった場合に更新をしておりますが、そのその管の材料といたしますか、そういったものはどんなものを使っておるのか、それがどのくらいの効果があるのかお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 国の指針で言えば、各耐震化管路の定義については、耐震継ぎ手つきのダクタイル鋳鉄管及び溶接継ぎ手つきの鋼管、それと高密度ポリ管を溶着して1本でつなげた管が耐震構造であると。それ以外については、今の震度6弱の構造については間に合わない。

従来排水支管といわれる水道本管から分岐した給水管では、小口径の分については一応今の耐震構造ではないんですが、申請が出た場合は受け付けて、いうなら給水しているところでございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 大震災が起きたときに、住民が避難するところが町で指定されておりますが、そういったところとか、病院が、けがされた方が必ずそこに担ぎ込まれるわけで、そういったところが断水しますと大変な影響があるというふうに思っておりますが、そういったところあるいは消火栓ですよね、火事が必ず起きますので、それについて消火栓あたりの管についての、耐震化についてはどのように処理をされておりますか。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 先ほど申しました耐震化の定義の中で、鋳鉄管、鋼管、ポリ管の管自体はあるんですが、全延長のうちの18%ですか、はその構造になっておるわけです。それ以外のVPの、例えば大口径であっても今の基準としては満たされないということになってお

りますが、その辺については今のところ被害想定を考えて、大口径の75ミリ以上のVP管、今の鋼管も含めて耐震構造になってない分を更新していこうという考え方であります。

現在のところは漏水、いうなら少し老朽化した管の更新については、その都度の修繕工事に対応しておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 今の件でもう一度確認をいたしますが、病院や避難所ですよね、あるいは消火栓については、もうある程度耐震化が進んでおることの確認でよろしいでしょうか。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 消火栓、県道・国道・町道の道路の中にある消火栓でございますが、ほとんど75ミリのVP等の分岐がほとんどであります。広域水道で統合計画の中で、平成8年から12年までやった工事についておる今の消火栓については耐震化されておることとでございます。

議長（荒川 政義君） よろしいですか。布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 先日、8月の終わりごろでしたが、ちょうど私久賀中学校を朝歩くものですから通りましたら、中学校の大きな管が破けて水がどんどん出ておりました。

話を聞きますと、石綿管であったというふうに話がありましたが、そういう古いものは別に大震災でなくても通常時でもやはり破けるといいますか、破損するケースがかなりありますので、計画的な更新が必要ではないかなというように思っております。

平成20年の4月に厚労省の水道課長の通知によりますと、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるというふうにあります。本町ではそういった耐震化にかかる事業計画というようなものがあるのかないかお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 厚生労働省の指針で言うなら25年までに水道ビジョンをつかって、主要水道管の耐震化整備する目標を設定しなさいというふうにはありますが、本町においては22年度中に周防大島町水道ビジョンを策定することとしております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 今ちょっと最後がよく聞き取れなかったんですが、22年度中に策定をするということによろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

最後になりますが、お願いですが15年前の阪神大震災では兵庫県で約127万戸の断水、復

旧するのに3カ月を要したということであります。

また、そのとき水が出なくて、鎮火のおくれから火災による甚大な被害があったというような新聞に出ておりました。また、平成7年の新潟中越沖地震では約5万9,000戸が20日断水し、住民らもトイレも使えず、飲み水に大変困ったという報道がありました。近い将来東南海、南海地震などの大地震の発生が推しはむもその中に入っております。本町においても先ほど計画書をつくるということがありましたが、ぜひその計画にのって迅速に耐震化を進めていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、布村議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前10時25分休憩

.....
午前10時36分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番、小田貞利議員。

議員（19番 小田 貞利君） 上下水関係3連発で大変申しわけありませんが、4点ほど下水道処理について質問させていただきます。

初めに、浄化槽設置等の権限委譲についてであります。

現状では設置の申請、人槽の決定等は柳井環境保健所に届け出をし、建物の面積により槽が決定されております。130平米を超える場合にはひとり暮らしであろうとも7人槽を設置しなければならないのが現状であります。

7人の槽の設置の場合、5人槽に比べ設置経費も維持管理費も高くなり、非常に無駄が多いと考えております。権限委譲を行い、本町にあった基準をつくり、循環型社会の推進とともに、利用者の負担の軽減を目指すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、公共下水、集落排水利用者と合併浄化槽利用者との負担格差について、御質問いたします。

本町の合併浄化槽設置世帯は、約1,100世帯と聞いておりますが、年間の保守使用料費用は5人槽で約5万5,000円前後、7人槽で7万円前後、9人槽で10万円近くとなるようであります。電気料、法廷検査料等がさらに年間で約2万円くらい必要であるが、このことを思いまして、それを勘案しますと公共下水、農業集落排水利用者と比べればかなりの割高になると思います。不公平感があるかと思いますが、町では対応を考えているかどうかをお聞きいたします。

3番目ですが、合併槽管理業者についてでございます。

合併浄化槽の保守管理者は町内では2業者、地区が指定されているため利用者に選択権がないのが現状であります。近隣市町村ではどういう形になっているのか、町は今後どういうふうを考えているのかをお聞きいたします。

最後になりますが、公共下水、集落排水の管理費についてでございます。

公共下水、農業集落排水、漁業集落排水の管理費は約8,000万円、汚泥引き抜き費用等を加えると約1億円と膨大になります。業務委託方法、委託金額等が適当かどうか、他市町村を参考に回答をお願いしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 小田議員さんの下水処理についての御質問にお答えいたします。

第1点目の御質問にあります浄化槽設置手続については、まず個人から柳井環境保健所に届け出を行い、次に保健所から柳井土木事務所にて建築確認を含めて、浄化槽の人槽確認を行い、土木事務所の建築主事の許可を得て認めるということになっております。

今の御質問のように、人数での槽の規模を決定するという意味ではなかるうかと思いますが、当然家の規模、家の面積で決めておるわけですが、当然人数で決めておりますと、そのうちに家族がふえたとか、また大人数が帰ってきたとかいうときには、今度は小さな槽で大きな人数を入れてしまいますと、適正な浄化処置ができなくなるというようなことから、これは町が決めておるわけではなくて、全国一律の法的な部分で決めておるわけでございますから、そういう考えに基づいたルールだろうと思っておるところでございます。

本町の場合、現在のところ保健所の権限委譲を受ける動機もありませんし、受けてもおりません。また、建築主事も置いておりません。当然、建築主事は1級建築士とまたさらに建築確認をちゃんとできる資格を持って、そういう職員でないといけませんので、当然建築主事は置いておりません。そういうことになると、審査や確認等について、県が行っておる部分に頼らざるを得ないということになっている状況であります。

仮に、保健所の権限だけ委譲を受けたといたしましても、最終的に浄化槽の人槽を決定するには、日本工業規格に基づいて建築主事が決定するというものであるため、町独自のルールで決定しようとすることはできないということでもあります。

2点目の集合処理との格差の是正についてということでございますが、合併処理浄化槽の5人槽の平均的な年間維持管理費については、汚泥の引き抜き及び清掃が3万4,740円、保守点検が1万4,400円、11条検査に5,000円、その他を含めまして6万1,700円くらいではなかるうかと思っておるところでございます。

一方、下水道の使用料につきましては、これもですね、ちょっと非常に試算が難しいんですが、

例えばこれは今すごく荒っぽい出し方なんです、調定額を世帯数で割りますと3万8,597円となって、単純にこれを比較することはできないと思いますが、これを比較いたしますと1.6倍ということになっております。なぜ比較ができにくいかといいますと、下水道のことにつきましては、当然多くの人数がどんどんどんどん入って、加入がふえていけば、当然1人当たりが安くなるということもありますし、当然今まだ加入促進をやっておるといふ状況でございますので、なかなか比較できにくいというのは御理解いただきたいと思っております。

現在の下水使用料は、基本料金の部分で申し上げますと、他の近隣市町に比しまして約40%くらい低い基本料金部分になっております。平成21年度の各下水道会計の決算で申し上げますと、赤字補てん部分と言われております、すなわち基準外繰入金額ですが、これが約1億6,400万円となっております。御存知のとおりこのような特別会計につきましては、独立採算が原則でありますので、赤字補てん額を接続世帯で補うということにすれば、1世帯当たりが約5万8,000円の使用料となる計算になります。

すなわち、合併浄化槽維持管理費用に対して下水道使用料が、一般会計からの繰り入れによって低く抑えられているという現状がおわかりと思いますが、これらからいたしますと、今後、当然下水道使用料の料金改定は必要になってくるというふうに思うわけでございます。

3点目の保守管理の問題についてでございますが、合併処理浄化槽の保守管理業務につきましては、浄化槽管理士の資格を持つ業者が、県に対して営業地域を定めた上で申請をし、県知事の許可を受け営業を行っております。許可権限者は県知事となっております。

一方、汚泥の引き抜きにつきましては、汚泥は一般廃棄物に属するため町の許可権限であって、現在本町では2業者が業務を行い、料金については一律で行っております。近隣の柳井市では、汚泥の引き抜き運搬業者が3業者であります。なお、料金については3業者とも一律であるというふう聞いております。

4点目の下水道事業における管理費についてでございますが、平成21年度実績では、処理場の維持管理費や汚泥の処理等の経費で約1億100万円となっております。

業務委託方法や委託金額が適切かどうかの御質問でございますが、処理場の維持管理費については、社団法人の日本下水道協会が定めます「下水道施設維持管理積算要領」に基づきまして算出したものでありまして、適切な額であろうというふうに考えております。

また参考のために、近隣の市町の状況を調査いたしましたところ、規模や汚水の処理方法または処理能力等に大きな違いがありますので、単純に比較するという事はなかなか難しいという結論でございます。

御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 権限委譲が難しいということでございますが、町長が言われたように、5人槽を設置した場合に将来それが人数がふえるかもしれないというふうな答えでありました。まず、じゃあ5人槽の槽が実質何人分くらいの処理能力があるのか、それをお答えいただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 5人でありまして。5人槽で5人、7人槽で7人です。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） じゃあですね、今の130平米以下のところは5人槽、130平米を超える部分については7人槽ということですね。周防大島町の一戸当たり平均人口2人ってないと思いますよね。1.何人、2人までってないと思います。そういった形で例えば3世帯、3世代が一緒に住んでいるという形になれば4人も、5人も、6人もという可能性がありますが、ほとんどの場合、もし子供が将来帰ってもじいちゃん、ばあちゃんに、7人も8人もなるという可能性はほとんどないと思います。

そういった中で、5人槽であれば十分ではないかという考え方のもとにこういう質問をさせていただいたので、当然5人槽であれば5人、7人槽であれば7人という答えでありました。トンの数から見ても総容量も大体5人槽でも2トン余り、7人槽でも3トン前後という形で容量もかわらないと思うんです。それなのに、7人槽を設置せにゃいけんということにかなり矛盾を考えるわけですが、その辺はいかがでしょう。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、周防大島町の1戸当たりの人数のことでございますが1.91人でございまして、確かに平均的な部分からいいますと議員さんおっしゃるとおりだと思います。私も、それは家の規模が大きいかからだけで槽が大きくなるというのには若干矛盾を感じますが、ただこれは周防大島町だけが基準を決めてつくっておるというわけではございませんので、ぜひともそういうことは国全体の基準を整理しなければなかなかここで議論もできにくいんじゃないかと思っております。

言われるように、例えば僻地とか過疎地域ではそういう別の基準をつくらうではないかという運動は、また別のルートを使ってやるということも必要ではないかと思っておりますが、今現在のところ、そういう思いと基準とは合っていないというのが現実かもわかりませんが、そこをすぐじゃあ町の権限でどうこうしようというのは、非常に難しい基準があるということでございます。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 権限委譲をもし周防大島町でやっても解決できない問題というふうな認識ですが、たしか周南市は現状やっているんじゃないかと思っておりますが、その辺は理解し

ておりますか、資料等がありますか、周南市等の。

議長（荒川 政義君） 岡本上下水道課長。

上下水道課長（岡本 洋治君） 先ほどの周南市の問題でございますが、建築主事につきましては、人口25万以上については当然置かなければならないと、建築基準法で定められております。それ以下の市町村についても、当然都道府県知事の認可を受ければ設置可能ということにはなっております。

周南市の場合には、独自に建築主事というのを置いております。保健所の権限委譲は受けておりません。保健所に権限委譲を受けているのは今、萩市と長門市だというふうに聞いております。周南市は受けておりませんが、建築主事が一応人槽を決定するものですから、建築主事が5人槽とおっしゃれば当然保健所のほうもそれに従わざるを得ないということ伺っております。

周南市の場合には130平米以上、当然7人槽というのは基準になりますが、当然将来にわたって6人以上にならないと、その確約さえあれば何とか認めましょうという、5人槽で認めましょうという手続を取っているようです。ただ、これにつきましては毎年住民基本台帳の抄本ですか、謄本ですか、これを原本をつけて、毎年調査を行うと。当然これを違反すると、当然人槽を大きく変えなければいけないと、こういう約束ごとを交わしております。その約束に基づいて市長の特認事項で認められてるということになっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） そういう形でやっているわけですよね。権限委譲しなくてもそういう形でできるという話になれば、周防大島町だけで不可能であれば、2市2町あるいは1市2町というような形での、そういう職員を置いて対応できるんじゃないかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょう。

実際にですね、今、周防大島町で7人槽以上の世帯というのは大体1,100のうち300くらいですかね。大体3割弱じゃないかと思うんですが、そういった部分の経費負担というのはそういう形にでも、今からさらに進めていく上でも必要と思うんですが、それを踏まえてお答えいただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 先ほども課長から答弁がありましたように、建築主事を置かなくても、浄化槽の届出業務の権限委譲も受けなくても周南市はやっておると。周防大島町はなぜできないのかという質問であります。当然今の5人槽を設置して、盆、正月に子供たちがたくさん帰ってきて、その処理能力を超えた処理をしなければ間に合わないということになれば、当然水質検査等においてもチェックがかかるし、また個人的に負担も大きくなると、そういうこと

で今のところは考えておりません。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 盆、正月に仮に帰ってきたとしても、何カ月もおるわけじゃないですね。2人暮らしの人のところに盆、正月に10人帰ってきて、それは何日かの話じゃないですか。5人槽の処理能力を超えるとは到底考えられんわけですよ。その辺はどうなんですか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 合併処理槽の要するに平米当たりの人数を決めるだけのために1級建築士、その建築主事を置くということは考えておりませんし、例えばそれでは近隣と共同で置けばいいじゃないかというお話でございましたが、当然そこそこにみんな保健所を通して建築主事は柳井建築事務所におるわけでございますから、そこで確認を取っておるということでございますので、わざわざその槽の確認をするだけのために建築主事を置くというのは非常に不合理ではなからうかと思っておりますので、今のところその建築主事を置くということは考えておりません。

議員（19番 小田 貞利君） 5人槽の処理能力、盆、正月だけでできるかできんかの答えをお願いします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） メーカー等もありますけど、短期的に1日、2日であれば私自体はできると思います。しかし、それが3日、4日となれば当然処理能力を超えた汚水を流すような形になりますので、一応今の処理上の規約としては5人槽で5人以内と。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） ああ言うたから、こう言うたというんじゃないにですね。じゃあ、保育園はどうなるんかという話ですよ。7人槽で20人とか子供がおるわけですよ。そうじゃなくて5人槽を基盤にしてやったら、今からの周防大島町の経費負担も下水道会計も少しでもよくなるんじゃないか。一般町民も負担が少なくて済むんじゃないかという考え方で質問をしよるわけですよ。前向きな答弁をお願いしたんですが、どうですか。

議長（荒川 政義君） 岡本上下水道課長。

上下水道課長（岡本 洋治君） 先ほど部長が申しましたように、5人槽で帰ってきたときの処理能力が不安だという話でございます。私ども確かに5人槽でできないというような考えではおりません。ただ、そこに5人槽とか7人槽、それから10人槽の決定権については、先ほども申しましたように建築主事が握っておるものですから、我々が独自に、何回も言うようですが、これを7人槽のやつを5人槽に持っていくということ、権限は私どもにはございませんので、これは私どもが確かに5人槽にするほうがいいだろうと思っても、結果的には建築主事がこれは7人槽ですよ、でないと認めませんよと言われればそれに従わざるを得ないじゃないかというように

考えております。申しわけないですが、それ以上。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 周南市のように、できれば低人数槽が設置できるような要望活動をぜひやっていただきたいと思います。

それでは、2番目の浄化槽世帯と公共、農業集落、漁業集落排水との利用者の負担の差についてですが、先ほど町長も申しておりますが、若干負担が多いのは現実であろうと思います。

先ほど同僚議員の話にも当時は10人槽であったが、今は1人で住んで負担が高くてしょうがないというようなこともあります。そういった部分で、当然負担軽減をしていくという考え方の中で答弁をお願いしたいと思うんですが。浄化槽維持管理費の部分で大体5万5,000円から7万円、5人槽、7人槽ってことですが、私の試算では約、町長は1.6倍くらいと言いましたが2倍近い金額に、現状ですね。町長の答弁の中に今公共下水等の料金が安いからというようなこともありますが、それを上げてあわすのではなくてすべての町民が極力少ない負担、公平間を持った金額設定が望ましいんじゃないかという考え方で質問をさせていただいております。

私、たまたま南部町の町長さんとお話する機会がありまして、下水のことを聞きました。そうすると、以前は個人設置で町が補助金を、浄化槽ですね、出してそこで終わっておりましたが、農業集落排水、公共下水が進むに従って、そういう不公平感が出てきて、現在では町がすべて管理をしているそうであります。で、農業集落排水も公共下水も、合併槽もすべて同じ金額、同額で世帯割が2,100円、1人増すことに525円を加算し、浄化槽を設置している人に対しては、電気代をマイナスするというようなことで対応をしているそうであります。

そういった例がありますので、ぜひそういう方向性で、負担はみんな平等にしていかななくてはならないと思いますが、公平になるような考え方を思うわけですが、それについての再答弁をお願いしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 全国的にも確かにそういう市町があるように伺っておりますけど、山口県の場合、今も集合処理、公共下水も含めた集合処理の普及率が62%、それで全国で約75%、柳井市についても40%、平生町64%、田布施町55%、周防大島町に至っては35%というような状況で、ある程度普及が進んで60、70%全国レベルくらいにいった初めて、それなら浄化槽の補助金の上乗せというのも必要かと考えますが、今のところ不公平感がないように下水道事業を推進していくと。推進した地区の中である程度浄化槽でしかできない地域については上乗せを考えていかなければいけないと思うんですが、まだ35%の段階でというのは今検討していますが、今のところは下水道の普及で補うということであります。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 普及率が30何%だからするとかせんとかいう話じゃないわけですね。そういう話になれば、じゃあ今までどおりトイレをくみ取り式でやっている人たちには当然ないわけですよ。一般会計から何億も出して、下水処理をしているという部分を、そっちのほうが不公平感が今度は出てくるわけですよ。その今くみ取り式と浄化槽式と公共、農業集落排水等がすべて同じ基準になるような方向性というのを常に考えていかななくてはならないと思います。ただ単に負担を町にしてほしいという、浄化槽設置者に対しては補助をしたらどうかという提案なんです、町の持ち出しをふやせという話ではありません。

例えば、先ほどの浄化槽の人槽がありまして、実際7人槽を設置している世帯であっても1人、2人しか住んでない。で、抜き取りに関しては毎年しなくちゃいけないという決まりはないわけですよ。そういった部分を適正にですね、この世帯やったら2年に1回でええんじゃないかというような形で、町が管理していけばそういった部分で、それだけでもう同じくらいの比較になるわけですよ。そういう方向性を考えていかなければいけないと思うんですが、いかがでしょう。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 2点ほどあると思うんですが、1点につきましては先ほどから申し上げておりますように、赤字補てんはそのままにしておってからやるというのは、やっぱり特別会計の性格上まずいんじゃないかと思っております。

それで、試算はいろいろあると思いますが、例えば1億6,400万円の赤字補てん分というのを使用料金に上乘せすれば、まあまあ余り違わないくらいの、合併処理浄化槽の維持管理費と余りかわらないくらいの額になるんじゃないかと思っておるところでございます。それが1点と。

だから、反対に言えば赤字補てんはどんどんしながら、さらにまた合併処理浄化槽にもどんどん補助しましょうというのはちょっと若干向きが違うんじゃないかと思っております。

もう1点、合併処理浄化槽を町が、例えばすべて管理するというような、先ほど南部町の話がありました、そういうところも若干あります。ただ、それが主流というわけではありませんけど。要するに合併処理浄化槽を今の段階でいいますと、例えば下水道の区域内に合併処理浄化槽がたくさんあるわけです。極端に言えば、要するにできておるにもかかわらず、つなぎ込みをしないという方ですね。当然全く将来にわたって下水道処理区域外にはみ出るんだということにつきましては、やはり将来的には合併処理浄化槽等の管理と、その下水道の使用料とに大きな格差があれば、それは当然何らかの補てんをしなければならぬということにもなるんじゃないかと思っております。

しかしながら、今の現状ではまだ下水道事業自体をまだ進めております。そして、下水道事業が完了した中に、たくさんのつなぎ込みをしていない家庭が、たくさんあるわけですね。これら

等のことも考えまして、例えば下水道処理区域内にあるにもかかわらず、つなぎ込みをしない。それに対して、また町が補助をするというような話は非常に合理性が薄れるというふうに思っております。

だから、先ほど部長が言いましたように、非常にまだ普及率が少ないわけですが、できるだけ早くこの普及をし、そしてそれでもなおかつその下水道がない地域というこの格差の是正というのは、当然考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

今ここですぐに下水道処理と同じように合わせようというのは、ちょっと若干もう少し時間がかかるんじゃないかと思っております。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） まさに町長が言うとおり、下水が整備されている中で、浄化槽をやっている人の補助を言っておるわけではありません。将来、極端に言えば情島であったりとか、私が住んでいる日向泊あたりとか端々ですね、そういうところはどう考えても今から公共下水、農排、魚排とか無理じゃないですか。そういった部分の中で、それを見越して合併槽を皆、設置していっていると思うんです。そういった部分に対しては総合的に今から、きょう久賀の議員さんからありましたが、そういう計画の中で一緒になって計画を、極力負担が公平になるような計画を立てていっていただきたいと思います。

それで、3点目の保守点検の管理業者、町内で2業者ですが、適切な事業者で金額が同じというふうに、汚泥引き抜きの金額が同じというふうなお答えでしたが、私が調べた部分では若干、汚泥引き抜きの料金は違うように思います。私も浄化槽を設置しておりますので、個人的に契約をしなおそうとは思っておりますが、それが保守点検の場合はできますよね、どこの業者でも。ただ、汚泥引き抜きの場合は選択権がありません。私が調べた汚泥引き抜き料金は、若干田中産業のほうが安いんじゃないかなというふうな気持ちがありますが、そういった選択肢ができるような方向性というのはできないんでしょうか、法律的に。その辺はどうでしょう。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 今のし尿処理の引き抜き料についてでございますが、今の2社については町のほうに21年3月に届け出がありまして、8年据え置いた料金をリッター当たりですが、11円20銭から13円に改定しております。これについては税抜きであります、100リッター単位で、最低基本料金が80リッターで、今の抜き取り料20リッター単位で計算するようになっておりますが、これについては民間での設定ではあるんですが、その中で料金の割引とかいうことは、ちょっと私のほうでは把握していません。

浄化槽でもくみ取りでもですが、言うなら水質によって抜き取り料が変わってくるんじゃない

かと思います。単価については同じです。抜き取りの10リッター当たりの単価については今13円で届け出が出ております。業者の2社については、近隣の市町村も含めてですが、田布施町で区域を定めた2社が入っておりますし、平生町も2社が入っております。これについても選択権がないといえばそうなのですが、一応その中で区域を定めて申請して、その申請を受け付けて作業しているという状況であります。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 田布施町でも2社が入ってということですが、インターネット等でちょっと調べてみました。一般的に、保守点検の維持管理費が大体年間2万円くらいだろうと、汚泥の引き抜きはトン当たり1万円程度が普通であると。7人槽だと2.5トンあるから2万5,000円から3万円じゃないかというような答えが出ております。

それから、計算しますと若干、若干以上かな3割くらい、2割、3割周防大島町の業者は高いような気がいたしますが、そういった部分の値段交渉、値段設定等に町は関与できないんでしょうかね。交渉はできないでしょうか。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） この辺、金額については届け出制ではありますが、その当時15円、リッター15円で申請してきたんですが、柳井市近隣との調整も含めて2円ほど落として13円ということで、町のほうも調整を行ないました。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 柳井市等の近隣との値段をそろえて13円になったということですが、できれば全国平均くらいになれば3割くらい安くなるのかなという気がいたしますので、調整ができるものであればぜひ調整をお願いしたいと思います。

最後の公共下水、農業集落排水管理費の件ですが、今大変厳しい状況の中で一般競争入札等も最低価格での抽選が続いているような状況であります。こういった中で業務委託方法、金額等がほとんど適正、町長が適正と言われましたが、下げられるものであれば下げ、一般会計からの負担を極力少なくするという方法を考えていくべきではないかと思っておりますが、その辺についての考え方があったのか、そういう検討はされたのかどうかと。

例えば漁業集落排水、同僚議員の質問にもありましたが、年間1,400万円、500万円近く維持管理費がかかり、使用料が346万円、さらにはマンホールで18年度から五千何百万もかかったというような部分を、そのままほっておくのかどうか。ほっておかなしょうがないのかどうか。

単純に私たちが考えれば、浮島が約110世帯くらいですかね、110あるらしい。じゃあ、すべてを合併槽にしたら何ぼかかるのかと。5,000万円、6,000万円あったらすべて合併

槽にできるじゃないかという話になれば、4年分くらいの負担金部分で、繰入金部分でそこから先は全然かからなくなると。これ極端な例ですが、そういった経費を少なくするような検討等がされていれば、それをお答えいただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 岡本上下水道課長。

上下水道課長（岡本 洋治君） 先ほどの処理場の経費でございます。この経費につきましては、毎年業者との間で経費が適切であるかどうかという判断は、やりとりは当然担当課とはしております。それで、先ほど申し上げましたように、積算の日本下水道協会というのがありますので、当然人件費等の、例えば労務賃が単価で上がることによって経費が上がるということは考えられますが、その経費が上がった分について、例えば割引を何%にするとか、少し割り引いてくれというような格好での交渉はいたしております。だから、すべて例えば業者から言われた経費を鵜呑みにして予算計上しておるわけではございません。どうか御理解賜りますようお願いいたします。

済みません。勘違いしておりました。入札ができるかどうかという御質問でしたら、一応今御存知のように2業者、町内には入っております。これにつきましては、今までの実績等がありますので、例えばよその業者が入ってきてやらせてくださいと言っても、業者の選定に対して実績等がわかりませんので、うちのほうとすればできれば今までの実績に基づいて、信頼できる業者との間で契約を結びたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 信頼ができる業者との契約はいいんですが、もう1点あったと思うんですよ。経費をいかに少なくしていくかという部分に対してだれか検討されたことはないですかという質問したと思うんです。その辺はないでしょうか。

それと、先ほども言いましたが、今の工事関係でしたら、当然積算をして予定額を出しているにもかかわらず、最低金額でみんな入札が入るという現状ですから、そういった部分を少しは考えてそういう業者との折衝にはあたってみたらと思うわけですが、その辺はいかがでしょう。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 先ほど課長が申したように、うちのほうで積算して相手との契約の内容を協議して契約するわけですが、その中で、もし節減できる、町のほうが例えば材料を貸与したりとか、今の薬剤なんかを直接職員が行って導入するとかというんで節減図っておりますが、今のところ中では毎年の割引率を定額にして、人件費についてはそのまま見ると。変更があった場合、そのまま見ると。

中身の中で、例えば緊急時の対応なんかで、回数を前年度並みの実績で積算するわけですが、その辺についても年度年度で変わるわけですが、低い回数で。特に、浮島なんか1回当たり何

十万ってかかるわけですが、それも据え置きでお願いしておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 4点ほど質問いたしました。基本的には町財政の負担を極力減らすという基本方針、また一般町民の負担が公平に、極力少ないほうがいいという趣旨で質問をさせていただきました。今後、下水処理についてはまだ久賀地区にしても、大島地区にしてもほとんどされておりませんが、そういった中で極力財政負担が少ない、また町民負担が少ないような方向で検討していただけていますことをお願いいたしまして、終わりたいと思います。

議長（荒川 政義君） 以上で小田議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、15番、松井岑雄議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 15番、公明党の松井岑雄です。通告させていただきましたように、私の一般質問をさせていただきます。

1点目は県道の拡幅工事についてお伺いいたします。

Aとしまして、日見・志佐間、志佐・日見間でもよろしいのですが、実は志佐の家並みを過ぎますと雑草や樹木が県道にはみ出して、さらに狭く感じる県道となります。また偏西風の時期に入るや、離岸堤の未設置間は越波した海水が容赦なく通行人を襲う始末であり、車両にも降りかかってまいります。

その上、過去あったはずの側溝も現在ではすべてうずまって確認ができないほどです。一部はコンクリート仕上げをされている状態で、このため大雨のたびに道路は冠水し、まるでプールの中を走行する状態になる始末です。この場所を過ぎると山のせり出した見通しの悪いS字カーブとなって、センターラインはありますけども、道幅が狭いために多くの車両ははみ出し走行され、実に危険極まりない箇所であります。

1つ訂正しておわびします。私の質問通告書の中で、側溝がなく冠水するの「かん」があれば水をやるほうの「かん」でございまして、冠水はウ冠のほうでございまして、訂正しておわびを申し上げます。

Bの秋・安下庄地内の件に移ります。秋から吉浦間は直角に近い県道です。実はここはセンターラインも設置しておりません。非常に狭くて危険度のナンバーワンではないかと思われる地域であります。大泊を過ぎますと、庄南ビーチ海岸近くも同様です。さらに安下庄地内に入るや否や、大型車両と小型車両でさえも離合が身に危険を感じる始末のところでありまして。何十年か、何百年を経ておるとは思いますけど、変化のない、まるでウナギの寝床のような県道でございます。いずれにつきましても、将来の拡幅工事に対する設計図、またはビジョン、いつごろまでに実現するのかをお伺いをいたします。

次に、消波ブロックについてお伺いをいたします。秋の海岸でございますが、現在民家が何件もあるのに消波ブロックが設置されておらず、何件かの方々が台風やまた台風のたびに越波した海水が民家をまともに洗い流すほどだとおっしゃいます。背の高い消波ブロックの設置でも実行していただければ、安心安全性は保たれると考えておりますので、その辺もお考えをいただけますように。

Bとしまして、戸田の景観地域でございますけど、これは沖浦農業集落排水処理施設の沖でございます、通称よしが原地区とも申します。実はこの地区の県道はまともに南向きになっておりまして、ほとんどの台風は南風が吹くたびに小さな波であっても波が越波して、海水は県道を覆いつくします。一部消波ブロックの設置を県道の溝を掘っていただきましたけども、実は余り効果がございません。安心安全な通行を確保するための、またはライフラインを整備することも実に大事なことを考えております。いずれも工事に対する予定をお聞かせいただけたら幸いです。

次に3番目、離岸堤の設置と補修、かさ上げのことについてお伺いをいたします。

出井海岸は、平成3年の台風19号で破壊されたままの状態でございます。3カ所と書きましたけど、実は6カ所くらいあるそうでございますので、訂正をいたします。満潮時よりも低くて、満潮時もこれはどっちかという二、三メートル高い重量のあるブロックが必要であろうと考えておりますので、この辺も御答弁をよろしく申し上げます。

Bとしまして、戸田の海岸について、3カ所ほど低い離岸堤が設置してあります。設置はされましたけども、過去の設置場所については実に低い設置となっておりますので、潮位と満潮時に同じ高さになっております。風の強さで巻き上げる海水の量も多く、民家や農作物も塩害による悪影響となっております。現況をよく把握して離岸堤のかさ上げをお願いするものであります。

Cとしまして、津海木海岸の離岸堤の設置についてでございます。

先般、区長会からも申し出がありました。津海木海岸全般にわたり、離岸堤の設置の御要望がありました。最近潮位も上がっております。民家を守り部落全体を守るのは離岸堤の設置が必要であるとの結論が出たそうでございますので、もし工事予定が判明すればお聞かせを賜りたいと思っております。

4点目でございますけども、最後に中高生以上の子宮頸がんの対策についてお伺いをいたします。

最近若い女性にふえている子宮頸がんは、主に性交渉によって感染するヒトパピローマウイルスHPVが原因によるものであります。この病気は日本では年間1万人以上が発症していると言われておりますし、3,500人ほどの方が命を落としていると推計をされています。ワクチンは、このHPVの種類の中でも子宮頸がんの発症の原因の約7割を占めている16型と18型の

ウイルス感染を予防するのに高い効果が期待できます。

例えば、日本で12歳の女子全員に接種した場合は、子宮頸がんの発症を73.1%も減らすことができるとの試算もあります。こうした効果から、このワクチンは世界100カ国以上で承認をされ、その多くの国々で主に10代の女性を接種対象に公費の助成が進んでいます。

子宮頸がんは発症原因が唯一わかっているがんであり、それゆえにほかのがんとは異なってワクチンと定期的な検診の両輪によってほぼ予防できると言われております。公明党では、第1次補正予算で実施された子宮頸がんと乳がんの検診無料クーポンでは受診者の増加に大きく貢献をいたしました。ワクチンについても、早期承認を求める公明党の署名運動などが追い風となりまして、2009年10月に承認をされました。同12月から販売が開始をされました。こうした動きと連動して、ワクチンの接種費に公費助成を行なう自治体は、全国でも114自治体にふえております。当町でもこの実施をされるかどうかをお伺いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。よろしく。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 松井議員さんの県道の拡幅工事とか、消波ブロック離岸堤についての、まず御質問にお答えいたしたいと思いますが、これらすべて県工事、今御質問いただいたもののほとんどが県工事でありまして、議員さんも御存知のように既にもう何度も県にも要望は行なっておりますが、まず県道の拡幅工事についての日見・志佐間と秋・安下庄間は、ともに主要県道大島環状線であります。主要県道大島環状線につきましては、現在、戸田地区と出井地区、古城地区の事業を行なっているところでございます。

御要望の箇所につきましては、新規事業となりますので、現在行われている事業の目途が立ち、事業効果等の検討、協議等を経て、事業効果の高いものから要求し、計画を立てるというふうな県のほうの返事を聞いております。

現在、県の財政事情から非常に厳しい、厳しいという声ばかりが聞こえてくるんですが、いろいろな面で県が非常にこの財政事情をたてに、いろいろな予算について厳しい査定が行なわれておりますが、この予算も非常に流動的でありまして、着工時期につきまして現在のところ明言できないというふうに言われております。今後も引き続き、県には要望してまいりたいと思っております。

次に、消波ブロックの設置についての御質問ですが、秋地区の消波ブロックの設置についてでございますが、秋地区の海岸事業については現在、沖浦港家房地区で施工中の海岸高潮対策事業が完了した後に、着手の予定というふうに伺っております。

次に、戸田地区農業集落排水処理施設前の消波ブロックの追加設置予定についてでございますが、沖浦西港における海岸高潮対策事業として、当地区の沖合への離岸堤設置計画はあるという

だけでございまして、いつやるという返事はいただいております。

次に、離岸堤の設置と補修についての御質問でございますが、まず出井海岸の離岸堤の設置、補修につきましては、現在、計画はないということでございまして、現状を調査し、補修等について、やっていただきますように県に要望をしまいたいと考えております。

次に、戸田海岸の離岸堤のかさ上げについてでございますが、海岸高潮対策事業として、既にこれは計画に乗っておるということでございまして、明確にいつからやるという返事はいただいております。

次に、津海木地区の離岸堤の設置についてであります。県が定めた海岸施設保全計画に離岸堤の計画は乗っておりますが、実施時期については定かでないということで、これらも含めて今後も引き続き、県に対して要望をしまいたいと思っております。

次に、子宮頸がんの対策についてでございますが、子宮頸がん予防ワクチン接種に対する公費負担については、3月議会で小田議員さんからもお尋ねがありました。来年度からの公費負担実施の検討を行っております。厚生労働省の調査によりますと、平成22年度から公費負担を始めている市町村は全体の6.5%でございまして、助成金額は、1回の接種で4,000円未満というところから、1万2,000円少し上くらいまでというふうな自治体間で大きな開きがあるようであります。

なお、公費負担助成の対象年齢としては、ほとんどが小学6年生から中学3年生の間での助成となっております。厚生労働省も、平成23年度予算の概算要求で公費助成を要求しております。今後国の予算の動向を注視し、本町の財政状況も考慮の上、助成金額や補助対象年齢等を検討をしまいたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 大体いい予定のないのがよくわかりました。県の工事でございますので、わかるような感はいたしますけども、実は安下庄の道につきましても、随分住民の皆さんから御要望いただきます。「あれはどうなっちゃうんかいの」とこういうふうに言われまして、返事のしようがないのも現実でございます。

私たちが知りたい、議員全体もそうですけども、いつごろから工事に入れるとか、そういう予定があれば皆さんも御説明できると思うんですね。そういったことが、全くわからないのでどの議員さんもいつからじゃろうかというような疑問視ばかりをお持ちの方でございまして、県に金がないと、これだけ言われますと、ああそうですかしか言いようがないですけども。

その辺は、やっぱりとても私たちにとりまして、ライフラインの大事なところでございます。ぜひ、町としてもそういった御要望だけは県にしっかり持ち上げていただきまして、強行をお願いをする以外にないと思っております。

民家を守る秋の海岸もそうでございますし、またいろんなところで私たちが通行するために非常に苦労しているところばかりが多いんです。沖浦の戸田の海岸等におきましても、農作物に非常に打撃を与えるということで、離岸堤は予定はあるけどいつかわからないと、これも大変な事業の一つだと思えますけども、これもやっぱり全体の住民の皆さんの農業だとか、それから自分たちのお住まいになっていることをお考えいただいて、やっぱり周防大島町全体でこれは強行にお願いする以外ないんじゃないかとか考えておりますが、ぜひ建設のほうでも頑張ってもらいたいと、こういうふうに思っております。

その辺から、ちょっと一言だけであればその回答があるものからでもよろしいので、よろしくお願いたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、松井議員さんから御要望、また質問のありました件につきましては、どれもすべて大変重要な事業であるという認識は持っておりますし、重々承知をしておるところでございます。

先ほど来、別の議員さんからの御質問にありました県に対する要望について、県が非常に財政的な部分で最近厳しい態度を持ってきておるということでございまして、先ほどの広域水道への高料金対策もそうですが、いずれにいたしましても昨今出てくる新聞報道等を見ますと、県が非常にあちこちを切ってしまうということがたくさんありまして、そうした中でも、まだ今大島環状線の、特に小松・安下庄間については何力所かは実際に、現実的に改良が進んでおるということではあります。いずれにしましても、この話を柳井土木建築事務所の所長に話すと、とにかく今のを先に済ませさせてくれと、今のを済まさんじゃ次にかかることはできんじゃないかというのがですね、要するに総枠での事業予算というのがもらえてないということでございまして、なかなか私たちが直接県知事に言うこともできませんが、知事あての要望はまたこれらをまとめて、要望はしてまいりたいと思っております。

これらの事業が重要であり、また住民の皆様方から大変な要望の強い事業であるということは十分承知いたしております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 大体、町長のおっしゃることはよくわかるんです。全くよくわかりますが、うちのやる事業でございませんで、非常に難しいこともわかります。しかし、それをほっておくわけにもいかないのも私たちの使命であろうと思っておりますので、ぜひ住民全体がやりましたよっていう、生活を守れましたよという形にしてほしいというのが私たちの願いであると思っておりますし、各議員さんも皆同じ考えでございますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

最後に、4点目の中高生、中高生と申しましたが、町長はさっき4,000円から1万2,000円の費用負担でやっていますよって、子宮頸がんの件でございますけども、来年度から実施される予定でございましたかね、町長。23年度から。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） ちょうど今から23年度の予算に向けての協議に入るわけでございますが、1点は先ほど申し上げましたように、厚労省、国のほうもこれに対する概算要望、要求はやっております。概算要求が通るか通らないかも一つ大きな要因になると思いますが、それにおきまして、また町の費用負担というのも大きく変わってまいります。

また、どの段階に幾らの助成をするのかということも、当然いろいろ検討しなければならないと思いますが、できるだけ皆さんからの御要望の強い事業でありまして、本当に効果が高いといわれているものでございますから、ぜひとも来年度の実現に向けて検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） よくわかりました。実は大島では対象者は余りいないと思うんですよね、実は。非常にまじめな子供さんばかりでございまして、そういった対象者はいないと思うんですけれども、やはり転ばぬ先のつえとでも申しますかね、全国的にこういう発症したことが多くなりますと、やっぱりいなかだからほっとくというわけにはいかないのも現実であります。

したがって、やっぱり公費の助成も考えた行動が、多くの子供たちの安心安全を守れるということもあると思いますので、ぜひ23年度からでもよろしいので、この負担をお考えをいただきまして、実施をお願いしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをします。

同僚議員から前にも質問がありましたことですから、やっと実施されるということになるかと思っておりますので、私たちも非常に喜ばしいところであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で、松井議員の質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 次に、8番、広田清晴議員。広田清晴議員に申しますが、途中で時間が参りますので、よろしくお願いたします。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一般質問は、4点到り通告しております。

まず第1点が、核兵器廃絶の方向について、椎木町長の認識を問うものであります。

周防大島町及び議会のほうは、御承知のとおり非核都市宣言を行ないました。また、昨年におきましては私8・6から帰って、すぐ町長室に行きまして平和市長会議の方向性を訴えました。

そして、9月には平和市長会議に加盟したという状況であります。

また、ことしの平和行進、休日にもかかわらず出発式に参加し、行進者に対する激励と連帯のあいさつを行ないました。また、一般職の皆さん方、課長さん方も協働の行動に立ち上がっていただきました。これらの点については、全体として評価している点であります。

さて、ことしの8・6においての特徴は、国連事務総長や広島市長の地球上から核兵器そのものをなくそうという決意に対しまして、唯一被爆国の日本の総理大臣が、被爆者に対して核抑止力の立場でのあいさつを行い、被爆者や核兵器のない社会実現を願い活動している多くの国民から失望と怒りを買ったところでございます。

この点で、私は核兵器をなくすという点では、この核抑止力論、これを克服することが非常に大事だというふうに考えております。地球上から核兵器そのものをなくすための大事な方向性である、町長の認識を問います。

2点目として、周防大島町まちづくりの方向として「平和を発信する町」として取り組むよう求めます。

次に、周防大島町社会福祉協議会の果たしている役割に対する認識と支援について問うものでございます。これは、昨年9月議会以降2回目でございます。

私自身、4町合併の一時期、社協の理事を行ないました。その時期にも言ってきましたが、社協自身が各種団体と連携し、町民の福祉や生活の安定に寄与することが大事ではないか。また、社協として利益率だけで仕事を判断しないことが大事ではないか。そういう方向を確立するためにも、町自身が一定の補助をすることが大事である、こう主張してまいりました。この考え方は今も変わっておりません。合併後も当然その立場に立って町長にも要請してきました。

今回の要請は、2回目になりますが、庁舎入り口にある福祉センターの解体とその後の運営について、ただ単に社協の建物であるというだけではなしに、やっぱり一定程度社協の役割を考えるならば、町と社協と協議を開始すべきではないかと。一定の町として支援を私はこの場で改めて求めたいというふうに考えますので、椎木町長の認識をあわせて問いたいと思います。

次に、建築物等の入札のあり方についてであります。今まで、いろんな角度から入札の透明性、地元業者が自分でしっかり計算し、入札参加できる方法を提起しました。その考え方は雑誌等で騒がれておりました談合天国日本からの離脱の基本的考え方であります。小さな業者を泣かさないう、業者間での圧力をなくし、健全な競争力の発揮の基本的考え方です。

今回提起するのは、7月から導入した建設部門における低価格調査の基準、これは今70%に置いていますが、非常に実はあいまい性があるんじゃないかというふうに考えております。この点で、土木同様の最低制限明示の方向は1つの方策ではないかというふうに考えております。この点で町の考え方を聞くとともに、仮にそういうことを行った場合に、問題点があればこの場で

答弁を求めたいというふうに思います。

次に、志佐漁港での活魚、海産物の販売体制の確立のための援助を求める、という点であります。

第1次産業のうち、農産物の地産地消については一定程度前進したというふうに私自身もとらえております。それは、学校給食、病院給食、その他産直等で一定程度進んできたというふうに考えております。

しかし、魚及び海産物については、実際的にはなかなか進んでないというのが実態ではないかというふうに考えます。この点で、今回志佐漁港を活用しての考え方、これはその地域から一定程度要望があり、こういう方向でやったらいいんじゃないかという声もあります。そういう中で、当初はいわゆるイベント的な部分があるかもわかりません。しかし、それが今一番、漁業者の頭の痛いところが、実は市場の買ったときと流通コストの高さなんです。これを避けるために、ぜひとも今回設備投資のための援助を求めたいというふうに考えております。

ぜひとも、大体補正予算段階でいわゆる19億円の財政調整基金残ということがありますので、それをひっくるめて答弁の中に含めていただきたい。その点を求めて、次は自席から行ないたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの、まず核廃絶に関する認識についての御質問についてでございますが、周防大島町議会は平成19年12月21日に「非核平和都市宣言に関する決議」を行ない、周防大島町は平成20年4月1日に「核兵器廃絶平和のまち宣言」を行い、被爆都市広島に近接する自治体として、核兵器の怖さと平和の尊さを訴えていく決意をいたしました。

また、平成21年10月1日には、広島市長らの呼びかける「平和市長会議」にも加盟いたしました。日本は、世界で唯一の被爆被害国でありまして、その悲惨さを知る国民としては、世界から核兵器がなくなることは悲願でありまして、核兵器廃絶への行動は義務とさえ言える課題であると思っております。

その意味で、核兵器のない世界を実現するためには、本年の原爆記念日に広島市長が、方言的に言われたんですが、「こがいな、いびせえこたあ、ほかのだれにもあっちゃあいけんど」というふうな言葉で、被爆者の本願をそのまま世界に伝えるべく訴えられたことは、まことに心に響く印象的な宣言であったと思っております。

一方で、核兵器を持つあるいは持とうとする国は拡大するばかりでありまして、核拡散の状況は被爆の悲惨さを知る日本としては憂慮にたえない状況であると思っております。核兵器の悲惨さを背景として、核兵器の兵力の均衡を図ることによりまして、戦争を防ぐという「バランス・オブ・パワー」という、核の傘による核の抑止力理論は、米・ソの東西冷戦の時代に信奉された

考えでありまして、これはまた核兵器の保有国が大国に限られていた時代に、核兵器の威力を背景に、戦争を未然に防ぐ抑止力を期待したものであったと思っております。

しかし、現在の世界における核拡散の状況では、局地的・限定的なものとなるため、抑止力は弱まって、今度は反対に使用の可能性が高まってくるという危険をはらんでいるのではないかと思っております。

こうした憂うべき事態に対しまして、唯一の被爆国である日本は核の抑止力の危険性を警鐘し、核兵器の悲惨さと人類としての使用の愚かさを世界に訴えて、核兵器廃絶の願いを実現していくことは、大きな国民的責務であると思うところでありまして、核兵器廃絶という究極の目的のために、思想や党派の違いを克服して取り組むべき課題だと思っております。

核廃絶の考え方や廃絶に対する行動等は、基本的には国会や政府の方針であることは言うまでもありませんが、地方自治体においても宣言や決議に基づき、核兵器の拡散を防ぎ、核兵器廃絶の願いを一日も早く実現するための行動は必要で、その一環として平和市長会議等を中心とした行動にも、積極的に参加して参りたいと考えております。

また、「平和を発信する町」ということでありますが、かつて日本が世界を相手に戦争をしたことすら忘れ、戦争の記憶がどんどん風化する中、平和のありがたさと戦争の理不尽さを発信するような、どういうことが考えられるかということも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

次に、周防大島町社会福祉協議会の果たしている役割ということの認識について、またその支援についてということでございました。

昨年9月の第3回定例会でも御質問をいただいておりますが、庁舎入口にあります福祉センターの解体と、その後の運営についての質問でございます。

前回は御答弁させていただきましたが、町としては社会福祉協議会所有の建物を解体し、町内の各種団体が事務所として新たに建設する必要があるか、現在のところまだ検討には至っておりません。検討というか、結論には至っておりません。

今現在学校の廃校等たくさん出ておりますし、これらの対策もまだまだ決定していないのがほとんどでございます。これらとも兼ね合いながら、十分な協議を進めてまいりたいと思っております。

先般、社会福祉協議会との懇談の中で、社会福祉協議会の考えは3点ほどクリアしなければならないという課題を上げております。

まず第1点目は、町からの補助金に頼らざるを得ないと、この解体についてですね、いうことでございます。第2点目、財産は社会福祉協議会であるので、こちらで解体していかなければな

らないというのも1つの事実でございます。第3点目は、建てかえをして、それじゃあその跡を何に使うかということがまだ明確になっていないということでございまして、いずれにいたしましても社会福祉協議会で、方向性を内部協議いただきまして、そして町またはその各種団体と有効活用に向けての議論をしていくことが大事だと思っております。

町ではそれを受けまして、財政面、跡地利用等を考慮し、十分な議論をしていければと思っておりますが、議員さんの御指摘のように、社会福祉協議と協議を始めてくれということにつきましては、それは社会福祉協議会のほうから申し入れがあれば幾らでも協議は進めていきたいと思っておりますのでございます。

次に、建築等の入札についての御質問でございます。7月から導入いたしました「低入札価格調査制度」は、非常にあいまい性があるので土木工事同様の「最低制限明示」の方向にしてはという御質問でございますが、建築工事にかかる低入札価格調査につきましては、今までも実施をしているところでありまして、本年7月より低入札価格調査の基準を県と同じにしたということでございます。

議員さん仰せの「最低制限価格」については、土木工事を対象として、事前公表としておりますが、土木工事と建築工事の積算方法については、若干の相違があるというふうに思っております。土木工事では積算をする際、資材単価等、多くの統一単価を使用し、また標準歩掛表によって積算をされておりますが、建築工事については市場価格といいますか、すなわち見積単価が多く使用されてありまして、経費も土木工事に比べて低く設定されておるのが現状でございます。

このため、土木工事については「最低制限価格」制度、建築等の工事については「低入札価格調査」制度を導入しているというところでございますが、本町ではこれまでもたびたび、たびたびというかわかりませんが、これまでも入札・契約制度の改善について、いろいろ取り組んできたところでございますが、ダンピング受注に対する公共工事の品質の確保、また下請業者へのしわ寄せの防止や、くじ引きによる落札者決定が多発することを、これらを防止のため、先般開催されました指名審査会において、これら今言いましたようなことを何とか防止することはできないか、その対策を協議・検討するというところで検討をさせております。

その結果を受けまして、現在、土木等一般工事に適用しております最低制限価格を建築工事にも設定し、あわせて最低制限価格の公表につきましても、事後に公表するとか、または非公開にするとかそのような検討をいたしておるところでございます。

また、一部の土木工事について、総合評価落札方式の導入も予定をいたしているところでございます。なお、この見直し及び総合評価落札方式は、平成23年の4月より本格導入したいということで今いろいろ検討しておるところでございますが、この10月1日以降に指名通知を行う工事から少しずつ、試行的に実施をして、一編に変わるとやはり業者さんのほうもなかなか手な

れないところもあるかわかりませんので、試行的に10月1日から実施をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

また、今後におきましても、改正、改善が必要と思われる事項につきましては、できるだけ改善をしてみたいというふうに考えております。

以上、広田議員さんの建築の入札についての答弁でございます。

もう1点、志佐漁港での活魚、海産物の販売体制の確立のため、援助をお願いしたいということでございますが、志佐漁港内での産物の産地消等に係る、直販施設の開設等に伴う補助金についてですが、御質問の趣旨ではこれが補助金を出してくれということが御質問の趣旨ではないかと思っておりますが、平成16年の12月議会における答弁とも、重なると思いますが、漁港用地でやるということにつきましては、非常に漁港のその利用計画の問題も絡んでまいります。

その利用計画の変更が必要なのか、または県との協議が必要ということになるのかどうか、どのような規模のものかということもよくわかりませんが、その他、当然利用目的とか設置の目的がありますので、これらとの関係、調整が必要なことなのかどうかということも考えられます。もう一つは、どういう形で経営運営するのかということもあります。地元の推進組織とか、またはその体制ですね。これら等の条件がちゃんと整うということであれば、また具体的な御要望をいただきまして、対応してみたいと思っておりますが、また後ほどの議員さんの答弁の中にもさせていただこうと思っておりましたが、実は今町内のたくさんのそういう遊休施設が出ております。

例えば、これは町の施設ではありませんが、県立の田布施農高の大島分校のグラウンド部分につきましては、当然町の用地でございます。まだ返還はいただいておりますが、いずれ返還するということになれば、これらの利用も非常に橋に近いし、いい場所ではないかというふうに思っております。また国道のほうに回りますと、日良居中学校のグラウンドとか、または校舎の横のほうの広場というのは、国道に引ついておまして、非常にこれも利用価値が高いんじゃないかと思っております。そういうことを考えますと、志佐の海岸がいいのかどうかということも含めて、また議論をさせていただきたいと思っておりますが、いずれにしても、地元の皆さんがどのような形で要望されておるのか、具体的な話を見させていただいてからの話にしたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最初1点目の核兵器廃絶の方向についての椎木町長の答弁のほうについては、核抑止力を否定する基本的考え方、過去のいわゆる考え方ということで、気になるのは検証という言葉使われましたが、実態として私の主張に沿ったものではないかというふうに考えております。

その中で大事な点が、いわゆるその時々いろんな逆流が生まれます。言いますのが、核兵器を

めぐる方向では今は民主党政権に変わって、本来なら非核三原則は国是というふうに位置づけられてきました。国会のほうで非核決議はできておりませんが、一応自民党時代も国是というふうになっておりました。それが、本来ならより国民の声を聞くであろうと期待された民主党政権が、2.5原則に変わりつつあるというのが今、日本の核兵器をめぐる逆流部分です。例えば持ち込ませずという部分が、非常にあいまいになってきよるといふ部分も発生しております。

この点では、やはり非核自治体宣言をした首長としては、議会もそうなんです、やっぱりそういう交代部分についてはそれはだめだという声を基本的には国、国会に挙げていく必要があるという部分がありますので、これはぜひ町長自身が厳しくその流れ、核兵器をめぐる流れはマスコミ等、ネット等を通じてつかんでいただきたい。また適時声を挙げていただきたいというふうに考えますが、町長の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 非核三原則が国是でありながら、2.5原則に今なりつつあるのではないかというふうに今、お話がありましたが、なんとなしに感じるところによりますと、現状にあわせたような判断をしつつあるのかなというふうに思っているところでございますが、いずれにしましても、核兵器廃絶に向けての町長としてのアピール発信ということにつきましては、当然平和市長会議にも参加いたしましたことでもありますし、当然その1つだけでっていう話ではなくて、この市長会議の中で私たちもそのアピールをしてまいりたいと思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、平和のまちづくりの方向性であります。これについて一応答弁ではいろんな点を検討してみたいということであります。

私が常々言っているのは、やっぱり平和のための取り組みとしては、平和コンサートや平和の美術展、そしてまた語り部といいまして、いわゆる今だんだん少なくなっている語り部の皆さん方を一定程度町内に呼んで、核兵器の悲惨さをやっぱり次代の皆さん方に伝える活動、これらが自治体単位ではやられておる方向だというふうに考えております。

長い取り組みとしては、県内でも20回を超えるような、そういう連帯のコンサート等も実行されております。県内ですね。こういうふうにも岐にわたっていわゆる平和の課題で次世代に伝えていく、核兵器のない社会を伝えていくということは、平和の発信の一つの方向性だというふうに考えますので、ぜひ取り上げて取り組んでいただきたい。この点では、そんなに予算がかかるものではありません。ぜひ真剣に位置づけていただきたいというふうに思いますので、その点でそういう方向性の取り組みについて、再度町長の方向性を聞きたいというふうに思います。具体的点で今指摘しました。聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平和を発信する町ということの具体的な例として語り部を呼ぶということですかね、呼んで皆さんに語っていただくとか、または平和コンサート、またはそういうふうな形で平和を発信するということ、平和を発信するまちということで取り組んでいただいたらどうかということでございます。

この、御質問の真意はよくわかりますので、当然、町がやるとすれば予算のこともありますが、今言われるように大して予算はかからんのだということでございますが、できるだけそういう形に沿ったようなものがないか検討してまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 2点目の周防大島町の社会福祉協議会の果たしている役割に対する認識と支援について問うという項で質問を行ないます。

先ほど、ネックとして3点あるということと、いわゆる社会福祉協議会のほうから協議があったらどんどん乗っていくということとあります。実際的にはそのネックについて3点言われました。1つは社協自身のいわゆる財政状況、そして財産そのものが社協の、そして今回、今後いわゆるどういう、解体後どういう形でそれを運営していくかというのが、町が今考えるネックだという点でありましたが、これは私メモ違いがどうかわかりませんので、ちょっと先ほど椎木町長が答弁された3つの町として社協に支援する場合、協議する場合の3点のネックについて、再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） さきほど、町長が答弁で申したのは、社会福祉協議会の考えとして、3点ほど今のクリアしなければならないことがあるというふうに答弁をしました。町がクリアしなければいけないネックとは違いますので、御理解をお願いしたいと思います。

1点目がですね、町からの補助金に頼らざるを得ないということと、それから2点目については、財産が社会福祉協議会のものであるので、社協から解体をしなければならないということと、それから3点目は、今のところ建てかえても何に使おうかまだ、そこまで検討はしてないということをおっしゃっておりますので、その辺はやっぱり社協のほうでちゃんと詰めていただいてからでないと、町のほうもどういうふうに対応するかというのはちょっと見えてこないと思うんですが。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 昨年この問題を提起して以降約1年になりました。私のほうも社協との議論の中で、十分詰め切れてない部分もありましたが、基本的には話し合いを開始したという考え方ではよろしいのか、どうなのか。

いわゆる社協自身がその解体に向けて、今答弁を聞いておりますと、社協自身が3点にわたっ

て、社協自身のネックがあるんだということでありました。それで社協自身はそのネックを取り外して、改めて、町のほうにいわゆる話し合いにきたら当然先ほど椎木町長が答弁されたように、いろんな角度から話すことはやぶさかではないよという答弁につながるということでとらえてよろしいんですか。じゃあ。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 先ほどの町長の答弁の中にございましたように、社会福祉協議会とはまだいわゆる懇談の段階でございます。社協自体も理事会の中で図ったということは聞いておりませんし、まだ正式なものではないと私どもは思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私自身が社協の理事でもなんでもないんですが、やっぱり基本的には社会福祉協議会の果たしている役割を、どういう認識を持つかによって、例えばいろんな考え方が発生するというふうを考えております。社協自身が町との連携において一定程度、例えば最初申しましたように、実際的には収益だけで事業実施を行なったら、とてもじゃないがいろんなところから社協が撤退していく可能性があるんです。実際的には、赤字、黒字の判断だけで社協が仮に事業運営していったら、実際的には町との契約そのものも大きく後退するかもわかりませんし、社協自身の存在意義もなくなるかもわからないという状況がもう明らかなんですね。

ですから、わたしはその点で、今の状況で社協の考えるネックを懇談会で、ネックがみずから示されたという段階です。しかし、町行政としてやっぱり社協のあり方はきちっと位置づけていく必要があるんじゃないかというふうに思います。それは、福祉の充実だけではないというふうに思います。最近では、旧大島でやっておったひとり暮らし対策、見回り隊ですよね。これも再開しようかというようなことも新聞に載っておりました。また、県内では災害時のいわゆる社協との連携、これも県内でも言われておりました。その辺のところ、実際的には社協との連携では大事な課題というふうに考えますが、一番大もとの社協に対するそういう認識、その点について再質問しておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 社協というのは御存知のとおり民間の社会福祉法人という位置づけでございますが、町にできない地域福祉、細かな地域福祉をやっていただいているということで、合併後も平均約6,000万円、昨年度の決算を見られたらわかると思いますが、昨年度は6,300万円程度の単独の補助金を出しております。

だから、町といたしましては社協が周防大島町での地域福祉に貢献しておるとい認識のもとにこの補助金はずっと出しておりますので、来年度につきましても担当課のほうからは当然予算要求をするでしょうし、この地域福祉に対しての補助というのはずっとしていくつもりであります。

す。

それと建物の解体というのは、それはわかりますが、一応はやっぱり離して考えるべきではないかとは思っておりますが、これは担当課としての意見でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。1時まで。

午後0時09分休憩

午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 再質問をするにあたって、一言述べたいというふうに思います。

といいますのが、議場におきます1人の議員が一般質問等行なうとき、休憩中といえども人を貶める発言、これは好ましくない、今後とも好ましくないという立場を明らかにして再質問を行ないたいというふうに思います。

先ほど实际的に福祉部長からの答弁の中で、实际的にいわゆる社協の建物である福祉センターの解体、このことと社協のいろんな運営補助、これについて別個に考えるべきだということが言われました。その点で、私が気になるのは、今までも一定程度人的補助もしてきたというふうに考えております。といいますのが、決算においてわかるようにいわゆる人的補助もされました。

それで、建物解体について实际的には、今から端的にいえば協議が開始されるというふうに考えております。決してこの課題は私一人の独断ではないということも明らかにしておきたいというふうに考えます。その点で再度質問するのは、今までの社協との関係で町として評価しながら、一定の補助をしてきました。そのことと解体に対する一定程度のいわゆる補助といいますか、それと、分離するにはどういう根拠に基づくものなのか、再質問の中で聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 午前中の答弁の中にもありましたが、私たちは社会福祉協議会の果たす役割というものは、非常に重要なものだと思っておりますし、議員さんからも御指摘がありましたように、行政ではなかなかやり切れないところを社会福祉協議会が非常に地域と密着した形、住民と密着した形でいろいろな地域福祉のサービスを行なっていただいておりますということに対しましては、非常に感謝もしておりますし、また社会福祉協議会でないといけない事業であるというふうに思っております。

そういうことからして、毎年度の予算の中で社会福祉協議会に対する助成措置というのも行な

っておるところでございます。それで、先ほど部長のほうからも話がありましたが、要するにそれとこの今の建物の解体に対する補助助成というものにつきましては、年度年度の個々の事業の精査をしたうえで、中で私たちは助成しておるわけでございますから、これとは切り離れた形で、建物というのは今直接今の社会福祉協議会の根幹の事業にかかわっているわけではありませので、それはまた別の視点で考えたいということでございます。

ただ、まだ具体的な社協との話し合いというのは進んでおりません。ぜひともそこら辺を先ほどありましたように、これは社会福祉協議会の懇談の中で、社会福祉協議会のほうの考えとして3点ほどクリアせんにゃいけないことがまだあるよということを言われておるわけですから、当然まだ社会福祉協議会の中で方針が決定しておるとは思っておりませんので、そこら辺がちゃんと社協のほうで方針が決まれば、それはそれに対して私たちも真剣に考えていきたいというふうに思うということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先に移ります。入札問題について、答弁の中で思わぬくんだりがありましたので、再質問の中でやっていきたいというふうに思いますが、答弁の中で総合評価方式を導入するんだ、10月から一部導入するんだということを答弁の中に含まれました。

これ一体何でかという点です。今まで少なくとも町のほうとしていわゆるメリット・デメリットを考えたときに非常に困難があると言われた部分が、体制の問題で私の質問に答弁されました。それが一気になぜこうなったのか。それは確かに県のように、また、進んだ市のように一定要因が揃えばそれはそういうこともあるかもわかりませんが、総合評価方式そのものが今の業者間に新たな波紋を起こす部分もあるというふうに認識しております。ですから、何でそういう方向に変わったのかと。答弁の中にそういうふうになんで含めたのかという点を、まず再質問したいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今回の答弁の中になぜ含めたのかということでございますが、要するに来年の4月からやっていきたいということで、10月から先行的に試行を行ないたいということの中にこれも入っておるわけございまして、なぜ今突然にって言われますが、実は総合評価方式の導入につきましては、ずっと以前からいろいろ研究とか、私たちも調査をしておりました。

ただ、その評価が蓄積しなければ、各工事ごとの評価が、評価点が蓄積されなければなかなか難しいということで、実は合併からこっちずっと個々の検査ごとに評価をし、その評価は工業者に通知しております。そこら辺もだんだんと蓄積ができてまいりましたし、当然これは建設業協会のほうからも総合評価方式を導入してほしいということは、要望はずっとあります。それで、私たちも先ほど言いましたように、そう簡単にできにくいということでございますので、今試行

的に何件かやってみたいと。

このことにつきましては、建設業協会の大島支部の方からも何度も申し入れがあっておりましたが、私たちもいずれどこかの時点で試行を始めていきたいというふうには申しておりました。だから、今回ほかの最低制限価格等の問題について改善をするときに、一緒に試行を始めていきたいということでございますので、特にこれだけを特別に抜き出してというふうに考えてきたわけではないということは御理解いただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、いわゆる総合評価方式の、私はメリット・デメリットというのはあるというふうに考えております。といいますのが、町にとっては一定のいわゆるいろんな職員の配置の問題もある。率直に言って職員の配置の問題もあるというふうに思います。

今の職員状況で来年4月一部導入ということで、私は一定の職員の配置が必要ではないかというふうに考えますが、実際的にはどうなのかという点を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） お答えします。

総合評価につきましては、先ほど町長のほうからございましたけど、もう今流れとして国、県なりも総合評価ということで指導をされているところであり、私たちも要綱なりを策定しまして、どういう形でできるかを今までいろいろ模索してきたわけなんですけど、今すぐやるというんではなしに、その該当するような工事があれば、それに対応してやりますよということでありまして、すぐすぐその総合評価を導入するという、すべてにおいて導入するということではありません。今広田さんのほうからお言葉がありまして、最近入札等についてもいろいろ改正改正が多いんで、そういうことを考えていただければ、私たちは幸いですけど、その辺も体制についても、今でやれるかやれんかということも難しい問題もあるとは思いますが、その辺も今後課題の1つとして検討していきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 再質問に移り、続きますが、実際的に今答弁の中で最低制限のいわゆる事後公表ということも答弁にあった。私も皆メモできちよるわけではありませんが、その答弁があったとしたら、新たな波紋、新たな状況も生まれるのではないかという点も起こると思うんですが、いわゆる最低制限の事後公表を開始するにあっては当然注意点があるというふうに思いますが、その点について認識について聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 先ほど事後公表か非公表を検討していくということで町長の方から答弁がありましたが、広田議員さんも御存知のように今くじが頻発しているような状況の中

で、私たちもくじがすべてとは思っておりません。

適正な入札方法とは思っておりませんし、それらを解消ということもないんですが、そういう異常な事態をどういうふうにしたら解消できるかというようなことも含めて、そういったことを、これもある程度試行的にやってみたいということで、その経過なりやってみてどういう結果が出るかはまだやってないんでわかりませんが、そういう試行を重ねながらそういった検討なりを加えていきたいということであります。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 建設にかかわる低価格入札の調査について若干再質問しますが、町の場合は70%から、いわゆる再調査のラインですよということで、先日来始めておられます。それで、県等が一体どうなっておるんかという点もあろうかというふうに思います。

例えば、これ私が直接調査ではありませんが、聞いたところによると、実際的には85くらいから既に再調査に入ると、県の場合は85から70くらいで、実際的にはもう80を過ぎると、下がるとほとんど、実際的な失格だということが多々あるというのをよく聞きます。これは建築のほうでね。それで、実際つかんでおる中身をそういう県の実態が事実かどうかを含めて、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 広田議員さん御指摘のように、県については調査の公表されますけど、結果が。それを見ますとやはり今仰せのとおり、八十四、五%のラインくらいまでは調査をしているということも公表の中では確認できます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は本会議のときに、契約における現状、実態を問うときに、一応笑い話的に取られるかもわかりませんが、実際的に今の状況は、いわゆる取るも地獄、取らんもまた地獄という状況で、本当に低入札の繰り返し。これは私調べてみますと、5月の管路発注のときはまだ全然その気配もありませんでした。5月の管路発注、思い出していただきたいんですが、これももう90%超えるような状況でした。それが、突如として7月の解体からですか、基本的には。解体からかなりの今の繰り返しになりました。それで、解体の場合は実際的には70を切ってもその時々いわゆる条件があって、そのパーセントだけではあらかん部分があるというのが、全体としての答弁でした。

それで、執行部がそういうふう考えられて、70%以下においても調査の上、落札決定というのが今までの執行部の皆さんの流れでした。それで実際的にはどうかというと、この低価格調査の状況において7割を切って調査に入りますと、それで7割を切った中でも実際的には最低部分だけを調査するというのが、皆さん方のやり方じゃないかというふうに見られます。それで、

実際的にそういうことになる、通告してあるんですが、微妙、あいまいさが出ると。これが私の危惧の今回の一般質問の部分なんです。

逆に、その事業、いわゆる契約においてこの契約はパーセンテージで示されん、入札決定が出て、この件では例えばそれを下がっても、早ういうたら入札が実際的には落札できないという、落札及び失格が、線の引き方が非常に難しい部分が発生しちよるじゃないかというのが、今の制度上の中身じゃないかというふうに思いますが、その点で、どのようにとらえているのか、聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 広田議員さん仰せのように70で引いておりますけど、なかなか調査の時点では難しい面がございます。そのようなことを改善等するために、今回の最低制限を設けるということで、建築においてもそういった形で今後やっていきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 一つの方角として最低制限を設けるということであります。それで、実際的に、再質問ですが、最低制限の事後公表なのか、事前公表なのかで最低制限を設けたときかなり違ふと。今から対応・協議というふうに思われますが、実際的に執行部として最低制限を設けたときいわゆる事前公表するのか、事後公表するのかというのは大きな差があります。また、いろんな諸問題が発生します。その点について、執行部がどのように考えているのか、再度答弁を求めておきたい。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今回の入札制度の改革・改善につきましては、今入札結果が公表されておるのを皆さん町のホームページで見ていただいておりますが、異常な状況でございます。というのは、ほとんどがくじによって落札決定がなされておると。中には、それは何十回に1回ほど同じ価格で入札されたからくじになりますよということは当然あることも否定しませんが、すべての工事に近いくらいがくじで落札決定しておるといふのは、異常なことだと思ふんですね。これは、今まで改善・改正やってきた中で、最低制限価格をダンピングを防ぐために上げてきたということが1つと。

もう一つは、最低制限価格が事前公表されているということでございます。だから、このくじというのはどこから見ても、だれが見てもこれが本当の入札かということにはなると思ふます。だから、これを改善するためにはどうすればいいかといふは、当然最低制限価格はある程度高くなっているわけですから、当然その事前公表はやめて、事後公表にするべきだといふふうに思ふます。そうでなければ、事前公表するんであれば、今までと同じくくじになるというこ

とになると思います。くじを防止するための改善でありますので、事後公表または非公表ということになるのではないかと考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最低制限の非公表及びいわゆる事後という格好でやりますと、これはかなりのきちっとえりを正さんにやいけん町側の部分が出るんです。

合併前に私たちもいろいろこの入札問題取り組んできましたが、それこそ余談で、県警が町の職員をつけ回すという事例が出ました。すごい危惧しました。私、実際的に町の職員がさも漏えいしたような、そして町の職員がいわゆるかかわっているかのような警察による捜査があった。これ私、当時議会内で役職は別に覚えておりませんが、実際的に非常に心を痛めた事例があります。私は当時救うために全力を挙げました。実際的にですね。

やっぱりね、きちっとしちよくということはどういうことか。やっぱり制度を変えるときには少なくとも職員、町長を初めとする職員全体が改めて気を引き締めていかんと大変な混乱を起こす。これは当たり前のことだというふうに思いますが、町長の見解を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 当然のことだと思っております。当然、今現在非常に安楽に考えておるのは予定価格も公表されておりますし、最低制限価格も公表されておるわけですから、別に何も隠すものがない。上も下も全部あけっぴろげておるわけですから、全然そういうことに対してから、情報漏えいとか、または情報管理の徹底とかということが余り感じておられないと思っております。当然予定価格は事前公表と思っておりますが、その最低制限価格が非公表ということになれば、当然のごとくその情報の管理を徹底するということとか、またはその情報漏えいの疑いがないようにするとか、そこら辺は当然のことであると思っております。

それが大変だから、くじでもいいじゃないかということにはまた結びつかないということでございますので、その部分を徹底して、そういう試行をやってみたいというふうに思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） やっぱりね、契約にかかわる部分は地方自治にとっても大変な課題なんです。実際的に今の状況を見よると本当大変な状況だろうなと。例えば実際的に1億円程度の工事で6,000万円くらいで入札すると、本当にできるんだろうかなというのが実態です。

そうなると、私たちも地域業者の育成というのも当然大きな課題ですから、見ていかななくてはならないと。ただ、それに当たってやっぱり過去の、それこそ過去の検証、いわゆる一体旧町ともどうだったのかということも再度検証して見る必要があるんじゃないかと。旧大島だけにかかわ

らんというふうに考えております。橘でもあろうし、旧東和でもあるかもわかりません。旧久賀でもあるかもわかりません。それぞれきちっと過去のトラブルの検証、きちっととらえて、少なくともその制度を変更するときには、やっぱり丁寧な対応を求めたいというふうに思います。きちっとお願いしたいというふうに思います。

あと、志佐漁港の関係のいわゆる地産地消の推進、とりわけ魚の地産地消について私はおくられているんじゃないかという危惧をしております。それは、農産物の関係を見てもわかるように、実際的には通量・トン数、これにおいて全然比較ができませんほど実際的にはおくられているというのが状況です。

実際的に、先ほど答弁のメモが不十分かもわかりませんので、再質問の中でやっていきたいというふうに思いますが、現実的に志佐地区で活用していただきたいという要請そのものは、今この会期中において電話を通じてかどうかは別にして、担当課のほうに要請あったのかどうか、再度聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） この会期中に電話でございました。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 答弁の中で、志佐がええか、田布農の跡地がいいか、日良居がいいのかと、答弁、間違っちゃったら再答弁してほしいんですが、どこかを検討した上で、行なうというのが答弁の内容じゃなかったかというふうに思いますが、今私に取り上げているのは志佐地区における地産地消、この推進のためとりわけ海のもの海産物等を、志佐の地域でぜひとも実現のために皆さん方の努力をお願いしたいというのが、私の一般質問の中身であります。

ですから、志佐についてどのように考えるか、大意的とらえるんじゃないしに、いわゆる全体の検討の中でじゃなしに、今要請をしているのは志佐地区でのという主語の中で、再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 志佐につきましては、具体的な規模とかまた数量とか位置についてまたお聞きしてから返答していくと。そして、まだ他の地区でもこういうのがありますという例をお話したんだと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には私たちの一般質問しょっぱなになるか、いわゆる実際的にはそれ以後進んでいくか、それは今からの課題の部分が多いというふうに考えております。

実際的に私自身が一般質問でやることが出発点になるかもわかりません。当然、組合やグループをつくってのいろんな要望が出てくると思います。ぜひそういう場合には、丁寧な対応を求め

たいというふうに思います。特に、椎木町長自身も私は今後過疎計画いろんな計画ができるときに、地産地消の推進は1次産業においては大事な課題だというふうに位置づけられるというふうに考えております。そのしょっぱなだと、しょっぱなといいますが、改めて旧大島町の志佐地区でそういうことをやったらどうでしょうかという声が上がったということを明確にしておきたいというふうに思います。

今回の一般質問についてはいろんな課題を申し上げました。平和にかかわる課題、そして実際的にはいわゆる社協の建物をどうするのかという問題、そして3つ目が建築等の入札のあり方について、これも私はある意味では根幹にかかわるというふうに考えております。4つ目が志佐漁港での地産地消ということで、ぜひともそれぞれ大事な課題であります。ぜひ慎重なる検討をされて、積極的対応を求めて私の一般質問を終わります。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 以上で広田議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村です。よろしくお願いたします。質問事項といたしまして、高齢者不明の調査結果の報告をということでございましたが、8月の終わりごろでしたか、新聞に周防大島町の調査での数字が出ておりましたですね。再度お願いになるかと思いますが、お願いたします。

やはり、全国的に100歳以上の高齢者の調査の結果、不明者の事件が大きく報道されております。本町もいろいろな該当者、例えばハワイへの移住またはその他外国等で暮らしている方、いろいろあると思いますが、その場合の調査の対策はどういうふうになさるお考えでしょうか、よろしくお願いたします。

また、やはり外国でのことでございますので、どうにもならないというふうにもお考えかもわかりませんが、お考えをお聞かせくださいませ。

2点目といたしまして、やはりテレビでの放送でございますが、北海道のほうの旭川市では民生委員や市町の職員2人組で100歳未満から75歳以上、1日に4件を目的として訪問し、所在確認を行なっているとの内容でございました。

本町の、私たち老人クラブも会員同士身近なところで、友愛活動として高齢者、ひとり暮らしの家を主体に気軽に訪問したり、夜はまたその家の電気がついていかな、洗濯は干してあるかな、取り込んでいるかな、カーテンがあけたり閉めたりしてあるかな、など、近所同士のささやかな助け合いですが、時々こういうふうなことを耳にします。この家の人の丸々さんの姿が最近見かけないね、等の話が出たりします。そんなときも安否を尋ね回ることもありますが、こんな

ことしか私たちにはできません。

老人クラブで、本当に私たちがお役に立つ、できることはどんなことがありますかね、あればお手伝いさせてください。

第3点目は、自治会長にその自治会の住人の転入転出のお知らせがないようですが、個人情報だから知らせないのですかね。転入の方は、やはり近所に越してこられたときにあいさつに来られるのが普通です。あるとき、突然隣の空き家に見知らぬ人が六、七人住み始めて驚いたことがありました。それから、よく聞いてみると中国の人たちだとわかりました。また、いつの間にか空き家になっていたり、そういうことが往々にしてあります。自治会に対するやはりそういう町長のお考えはいかがでしょうか、今後もこんなことが不明者の原因になったりしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの周防大島町における高齢者不明者についての御質問でございますが、本年8月末現在で町に住民票がある100歳以上の方の数は24人おられます。このうち、生存が不明という方はございません。生存が確認されております。

当町のような田舎におきましては、隣近所の助け合いといった地域のコミュニティーもまだまだ温存されており、昨今、マスコミ等で騒がれているような事態はある程度避けられているものと考えております。

行政の把握と申しまして、この件につきましてはなかなか強制的な立ち入りは困難な状況でもありまして、やはり近親者とか、近隣の住民の方からの情報提供が前提でありまして、それが世間的常識かと思われるところでございます。

老人クラブ等の活動を通じましても、地域の連帯は健全なものに保たれていると思いますので、地域と行政との橋渡し役として、今後とも元気な活動を期待し、都会で起きているようなことがないように御協力をお願いしたいと思います。

次に、自治会長への転入・転出情報の提供についてでございますが、この点につきましては、従来から自治会長、行政のほうから言えば行政連絡員なんですが、この行政連絡員集会などにおきまして、いろいろ要望もいただいております。

しかしながら、御指摘のように個人情報保護の面から提供がされておりません。地域住民の把握のために必要ということは十分理解できるところでございますが、町の提供した個人情報について、提供された側は非常に厳密な管理を求められる一方、住民のほうから万一、当該個人情報について疑義が申し立てられたというふうな場合は、提供した側、提供された側双方に、責任が発生するなど、法的保護の要請のほうが強いかを御理解いただきたいと思います。

以前にも、一例あるんですが、例えばどなたからも問題がないというのが通常ではないかと思うんですが、例えば一例そういうことが起こりますと、それはもうすべてをもうやめるということしかできないということなんです。

ちょっと簡単に例を申し上げますと、以前お願いしておりました交通災害共済、この地区ではいろいろな団体、例えば婦人会とか老人クラブとかわかりませんが、いろんな団体でお願いしておいた経緯があると思います。それには、ちゃんと住所と名前と生年月日と年齢があって、普通の方は500円、子供とか高齢者の方は300円ということが打ち込んでありますので、非常に集金するほうも申し込みするほうも気楽でよかったわけですが、それがよそから帰られた方からクレームが付きまして、私のこの住所、氏名、さらには生年月日、性別まで書いてあるものが、何で他人に提供されておるのかというふうな、一つクレームがつくと全部が同じ条件でございますので、できなくなるということになります。だから、通常そういうことがないというふうには思いますが、そこら辺は非常に法の適正な運用ということになるのではないかと考えておるわけでございます。

きょうも、住民基本台帳法の抜書きのコピーを渡しておると思いますので、見ていただいたらわかると思いますが、法律どおりいけば非常に堅い話になると思いますが、いずれにしても、そういう異議の申し立て等があった場合にはやはりこれでないとは対抗できないということは御理解いただきたいと思っております。

なお、転入の場合、窓口におきまして、転入の際に行政区はどこですよと言うとともに、その自治会長さんのお名前はお知らせしておきまして、ぜひとも転入しましたというあいさつに行ってくださいよというお願いはしているところでございます。

ちょっと質問から少し派生するんですが、今回の御質問とは若干別なんですけど、実は戸籍があって生死が不明のため、戸籍の抹消が行えないというのが大きく出ておりましたので、ちょっとその件につきましても御答弁させていただきたいと思っております。

戸籍がちゃんとあるにもかかわらず、生死が不明なため戸籍の抹消が行なわれずに、そのために異常な長寿者が発生するという例が昨今、マスコミでも話題になっております。この例は周防大島町に平成22年7月末現在で1,393人の方が該当していると新聞に大きく報じられました。

なお、平成22年7月末における当町の本籍をおいておる本籍人口数ですね、要するに本籍地がここにある人口数ですが、これは当然住民票の人口ではありません。本籍がある分です。が、6万4,706人となっております。今回の1,393人につきましては、100歳以上、明治43年12月31日以前に生まれた方で、戸籍はあるものの戸籍の附票がなくて、現在の住所がわからない人を拾い出した人数となっております。

ここで戸籍はあるが住所がわからないというのは、戸籍はあるが住民登録がないものということでありまして、この戸籍はあるが住民登録がないものというのは、要するに戸籍の附票という欄がありますが、その附票は、住所を書いてあるんですが、そこが空白で住所が不詳なものということになります。

戸籍の附票制度につきましては、昭和27年度から制度化されて、本籍地の市町村長は住民基本台帳法第16条、第17条によりまして、住所、氏名、住所を定めた年月日等を記載した附票を作成しなければならないということになっております。また、住所地の市町村長は、住民票の移動を行った場合は本籍地の市町村に通知をしなければならないということになっております。したがって、通常であれば住所地の市町村長は、住民票の移動があれば必ず本籍地の市町村長に通知し、本籍地の市町村長はその通知に基づいて戸籍の附票を作成するという流れになり、附票が空白のままになるというのは、原則でいえばあり得ないことということになります。

今回の問題は、この流れがどこかで遮断されたために起こったものと考えられます。戸籍の抹消をするべきじゃないかということになるんですが、この戸籍の抹消には、死亡届か失踪宣告の届けがあることが条件でありまして、届けを受けた市町村長が、その異動を本籍地の市町村へ通知し、それを受けた本籍地の市町村で戸籍から抹消するという流れになるわけですが、死亡または失踪宣告の届け出がなされていないので、どこの市町村からも本籍地の通知がない状態でそのままとなって長寿者となっているケースであります。

一つの理由としては、推測であります。昭和27年の発足時に既に空白であったのではなからうかと思われるものも多いと思います。理由としては、先ほどもお話がありましたが、移民等によって住所が不詳となっておったまま、または戦災等で家族がいなくなった等で、死亡届の届け出がなされていないなどが考えられるのではないかと考えております。その他の例では、住所移動の際、こちらから転出、そして転出後に今度は転入届を出さずにそのままになったという、いわゆる住所不定のケース、または行方不明のまま生死がわからないと、いわゆる行旅死亡人などのケース、また、その場合に家族等から失踪宣告の手続がなされていないケース等が考えられるところであります。こうした状態で発生した異常な高齢者については、町長の申請により法務局に申請し、法務局の許可により高齢者消除という形で消除することができる制度により解消を図るほか、ほかに道がないのでありまして、今後法務局と協議しながら進めていくことにならうかと思っております。ただ、この高齢者消除についても、関係者の有無を確認し、関係者がいる場合は関係者から申出書の提出をしてもらって申請し、関係者がいない場合は関係証拠書類を添付して申請というように非常に煩雑であります。しかし、このたびの事象を受けて、国は平成22年9月6日付法務省通知によりまして、今後120歳以上の高齢者については、申請時の申請事由については、戸籍の附票に住所の記載がない旨の記載をすれば足りるということになり

ました。申請書には当該高齢者の現在戸籍及び戸籍の附票の謄本を添付すれば足りるということで、許可申請を簡略化する方針に改正されましたため、今後この通知に基づく対応により、解消を少しでも諮ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） どうもありがとうございました。これにつきましても、いろいろと全国的に大変なことだと思えます。やはり、本町におきましても、関係者の方々は非常に煩雑だというふうに今のお話でわかりましたのでございますけれども、毎年、高齢者がふえてきます。どんどんとふえていっております。それに対しまして、やはりひとり暮らしの方は、子供さんが、東京とか大阪とか、そういうふうなこの都会に、やはり家をつくってそちらに住んでおられますために、そのひとり暮らしの方がそろそろ認知症が来たようなということで引き取られる方がたくさん、10何人、私聞いております。そういう方々が、やはり周防大島町の住み慣れた土地でやはり暮らし、そこでやはり一生を終えたいという希望の方の話をよく聞きます。そういうような方々が、まだまだ命があるべきものを、本当に半年か1年で亡くなられたという話を非常によく聞いておりますが、やはりそういうところは非常に気の毒で、何とかそういう介護施設とかいうものをもうちょっとふやしていただいて、何とかこれから先の高齢者の対策を考えなきゃいけないな、またこれからの、それはいろいろとお金の要ることですので、考えなきゃいけないなというふうに今一人で思っているわけでございます。

災害のときもやはり阪神大震災のときのことを老人クラブの方々のお話を聞きましたら、やはり単位クラブのきっちりした会員の名簿を出しまして、それで探したと。そして、全員、崩れた家の下から助け出したという事例がございまして、やはり老人クラブっていうのも大切なものだと、非常にこれからも、老人がふえましたら、高齢者がふえましたら、そういうこともどんどん話し合いしてから、記録またはそういう名簿もきっちりつくっておかないといけないかなというふうなことも考えておりますけれども、何しろそういう個人情報で、年齢も教えてくれない方が多いので、私と、わしと同級生じゃったけ、多分これぐらいじゃなかろうかというような、1級上だから、2級上だからというような話で、大体の年齢を書いておりますけども、なかなかこれから高齢化が進んでまいりますし、私もその一人でございますけれども、若い人たちにいろいろと手をかけることが多いかと思っておりますけれども、やはり周防大島町として、戦後また戦前からずっと築き上げた先人でございますので、これからもそういう方々のために、やはり皆さんのお力添えをいただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で中村議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、17番、久保雅己議員。

議員（17番 久保 雅己君） 通告どおり、町民の所得向上の対策についてお伺いいたします。

今、国の政治や経済は大変混迷し、地方では若者の就業場所が減少し、少子高齢化がますます進む現状です。大島郡も、昭和30年代、40年代には、みかん農家が潤ったよき時代があったように思われます。歴史を振り返ってみても、農業者のよき時代は、ほんの一こまではなかったかと思います。

このたびは、農業者の所得向上に絞って質問したいというふうに思います。

山口県の平成20年3月31日現在の行政区画によると、市町民経済統計表では、1人当たりの所得は20市町村、今は19市町村ですけども、もっとも低く163万7,000円と、県平均では約54.9%という数字が示されております。県平均が、ちなみに298万1,000円、一番所得の多い光市では、1人平均554万1,000円という数字が示されております。平成17年の国調調査での、周防大島町の産業別就業者の人口比率では、第1次産業に従事者が28.9%、第2次産業が16.9%、第3次産業が54.2%と示されております。基幹産業である第1産業、農家1戸当たりの生産所得は、平成17年の県資料しかございませんけども、32万8,000円という低額な所得ということであらわされております。昭和40年代には、確かみかん農家で200万円、400万円という所得の農家もあったように聞き及んでおります。今回の社会情勢では、企業誘致は非常に難しいことだと思われております。となれば、基幹産業である農業所得者の向上を考える以外に、現状ではないというふうに思われます。町も多種多様な施策を実施され、補助金も出されておられますが、所得の向上につながる成果はいかなるものか、お示しいただきたいと思います。

また、今後町の独自の施策があればお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 久保議員さんの「町民所得向上対策について」の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今いろいろ所得表とかお示しいただきましたが、私は町の人口からちょっと申し上げたいと思うんですが、昭和35年に4万9,700人、当時は高齢化率が13%前後であったというふうに思っておりますが、これから50年後の本年は、人口が1万9,000、これは最近の住民票なんです、1万9,889人と、高齢化率が47.37%ということでありまして。要するに、50年間で人口が60%の減少ということでありまして。なぜこのように人口がこれほどまでに減少するのかと、いろいろと要因はあると思いますが、今もお話がありましたように、この町、

この島が1次産業中心の産業構造であって、その1次産業が経済的に成り立つことが困難な状況が起こっているということが一番の原因ではなからうかと思っておるところでございます。統計的に見ますと、昭和40年から平成　これちょっと統計が古いんですが、まだ本年度が出ておりませんので、5年ごとになりますんで、昭和40年から平成17年のこの40年間に、まず2次産業、要するにその製造業ですが、2次産業では37%の減少が起こっております。そして、サービス業である3次産業につきましては、20%の減少が起こっております。それに対しまして、1次産業は何と75%も減少しておるわけでございます。要するに、今このような産業構造の変化が起こりつつあるということでございます。

それはまず一つの資料といたしまして、そこで、私は、本年の第1回の定例議会の施政方針の中で申し上げましたが、観光交流人口年間100万人を目標に掲げて、1次、2次、3次産業全般に係る生産、加工、流通、販売の連携など、新たな農業、漁業への挑戦ということをお願いしております。そういう挑戦をしたいということにあわせて、農業、漁業と、町の固有の財産であります豊かな自然や文化などの連携を密にして、滞在型、体験型観光を進め、これらを起爆剤に、地域活性化の切り札としての産業振興を図ってまいりたいと考えております。

まさに、新しい産業としての農業、漁業への挑戦ということが必要ではないかと思っておるところでございます。

久保議員御指摘のとおり、この島は、この町は経済的に自立が非常に困難な、こういう言葉があるかどうかわかりませんが、経済的に非常に弱者というふうな町になっているのではないかと思います。弱者がそれじゃあ頑張るにはどうしたらいいのかということになりますと、分野を一つに絞って、それに戦力を集めて集中するというところしか勝ち目はないのではないかと考えておりました。かつて栄えておりました農業でいくのか、または漁業でいくのか、それとも、今言いましたような体験型観光である、私はアイランドツーリズムと言っておるんですが、そのようなアイランドツーリズムでいくのか、どれもこれもやろうとしても、みな中途半端に終わるということになります。戦う分野を絞り込んでいく必要があるのではないかと考えております。

町は、人口が急激に減少しておりますから、ゆっくりとやっていくということではできないと思います。例えば、アイランドツーリズム、体験型修学旅行の誘致というようなことにつきましても、この島丸ごと体験観光という意味ではありますが、これにしましても、受け入れる町民の方々の高齢化がどんどん進みまして、島外の方々を受け入れる力がなくなるということになります。まさに、時間との競争だろうというふうに思っておるところでございます。

それで、先ほどもちょっと議員さんのほうからお話がありましたが、1次産業の人口等が減ってくるということもありますが、一番はやっぱり、昭和45年、まあ実は昭和50年ぐらいの農林業センサスが一番ピークになっておるんですが、実は農家戸数が7,000戸ぐらい45年

にはあるんですね。6,895戸。それが今現在1,800戸。そして、農林水産統計年報によりますと、果実の祖生産額、まあ売上高だと思うんですが、昭和45年で32億500万円、50年度は40億9,900万円、それが、今現在は十二、三億円という形になっております。よくまあこの事例を申し上げるんですが、当時、六つも七つもまだ農協があったわけですが、その安下庄農協の売り上げ目標が15億円だというふうな時代があったわけですが、それが今、全6農協が合併した中で、13億円ぐらいということになってるわけですが、ただこれは、みかんの生産量も当然落ちております。昭和48年にみかんの収穫量が4万8,000トン、50年には6万9,000トンということまでありましたが、今現在、7,000トンということですから、みかん産業というのが本当に一番の産業なのかどうかというような状況もあると思います。そのみかんが少なくなるというのも、価格、流通等の問題が当然あるわけですが、現状はそういう状況でございます。

それで、その一つとして私が今掲げております、平成20年度から体験型の就学旅行の誘致を進めておりますが、昨年は2校受け入れました。その昨年の2校受け入れたその生徒の皆さん方は、それぞれ大島の体験に大変感動しておりまして、学校からも高い評価をいただいているところでございます。今年度も2校の体験交流が予定されておりますが、実は来年は、関東、中部、関西方面から17校、生徒数で3,200名、職員数入れますと3,400名ぐらいだと思いますが、そのぐらいの民泊を含む体験型の修学旅行の予約が入っております。ということでございまして、まだその民泊の数がそろっていない状況でございますので、先般も皆さん方をお願いいたしましたが、ぜひともそういう民泊家庭をふやして、この17校の受け入れ、さらには次の年に向けて、これを一つの起爆剤とできるようにやっていきたいというふうに思っているところでございます。

しかしながら、この修学旅行生が来るから、どのぐらいの波及効果があるのかということでございますが、今試算しておりますのは、民宿家庭、まあ要するにホームステイをやっていただくわけですが、そこへの宿泊料といいますか、そのホームステイの費用でございますが、それと別に、また家業体験といいます、その家の業を体験していただく体験料などをあわせて、約、試算では4,700万円ぐらいと考えておるわけでございます。標準的なスケジュールで申し上げますと、1泊はぜひとも町内のホテルに泊まっていたきたいというふうに申し上げておるわけですが、町内のホテルとか旅館とか民宿にも泊っていたきたい。そしてもう1泊は、民家に泊まる民泊を3名から4名に分散して民泊を体験していただきたいというふうにお願いしておるんですが、中には、もう初めから民泊だけでやりたいというような学校もあるわけでございます。しかしながら、今来年の分を見ておりますと、結構ホテルのほうにも泊っておりまして、結構そういう波及効果はあるんじゃないかなというふうに思っております。

これは、私たちが大島だけで体験的な観光交流をやるうといってもなかなか難しいわけございまして、大島だけに来てくれるそういうものはなかなか少ないんですが、実は、隣の広島には年間50万とか60万の修学旅行生が入っております、現在私たちは広島の商工会議所の大変な協力をいただきながら、平和学習と世界遺産の見学、その修学旅行とあわせて、大島の体験をしていただくという形で進めておるわけございまして。

ぜひともこれを成功させていきたいというふうに思っているのが一つと、次に、農業、まあこれ、議員さんのほうから農業での所得向上というお話でございまして、農業、漁業での所得向上の一環といたしまして、農産物や水産物を中心とした農水産物直売所の検討も行っているところでございまして。これは、地産地消実践推進プロジェクト実行委員会という中で検討いたしておりますが、山口大学の糸原教授に依頼して、大島での適地、規模、観光客の求めるもの、または組織づくりなどをいろいろ検討しております。先ほどの広田議員の質問にもありましたが、集客力のある魅力的な農水産物や、または加工品の販売施設、直売所の検討を模索しているところであります。志佐漁港も一案であります、町内の廃校もたくさんありまして、例えば、田布施農高の跡地、または国道に面している日良居中学校の跡地なども魅力があるというふうに思っております。

また、道の駅とうわでは、物販におきまして、大体160社ぐらいの業者登録がございまして、平成21年度営業報告によりますと、農林水産物直売所、郷土料理食堂で、利用人数が22万6,800人と、売上金額にいたしますと、2億5,931万円というふうになっておりまして、そのうち直売部分、あっこの下のお店ですが、直売部分では大体2億100万円ぐらいの売り上げで、そのうちの仕入れが1億5,700万円ということになっております。この1億5,700万円は、ほとんどが地元の農家、漁家だけじゃありませんが、商工業者もおりますが、そこから仕入れておるということでございまして。

また、今年度におきましては、さらなる交流とにぎわいの場づくりということで、また道の駅の活性化を図るために、道の駅構内にチャレンジショップを建設し、さらなる集客により地元町民の所得向上に向けてまいりたいと思っております。

久保議員さんの御指摘のとおり、農業、漁業を取り巻く状況は、そうは言いましても非常に厳しいという状況でございまして。また、今いろいろ申し上げましたが、これだといった特效薬がばつと、というわけでは見出しにくい課題ということでもあります。今後とも、1次産業、2次産業、3次産業の連携、複合を模索しながら、地道に所得向上に向けてこの事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

せっかくいい御質問をいただきましたので、また議会の皆様方からも、この所得向上に向けてのアイデアとか、またはその指針というようなものを、ぜひともまたこの別の機会でも結構ござ

いますので、いろいろお寄せいただけたらと思っておるところでございます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは、先ほどの経済計算の統計表による、平成19年の163万7,000円で、山口県で大島が最下位というのがありました。それで、今のみかんの生産販売の状況と、町内の農業所得について御説明をさせていただきます。

昨年度の生産、販売状況につきましては、全般的な販売については消費の伸び、出荷、当初の集中により流通在庫がふえて、卸売りの価格が前年を下回る単位で推移をいたしました。そして、極早生にかかるみかんの着色については、出荷が前進化をいたしました。夏、夏の干ばつにより小玉の出荷等卸売価格が非常に低迷をいたしました。それで、出荷量が山口県は7,181トンの平均単価115円という単価になりました。

町内の農業の所得でございますが、農業収入のある方が1,586人、今周防大島町でございます。そして、その中で税を払っている方、納税義務のある方が85名で7,435万円が納税額となっております。そして、農業収入のある方のうち663人の方が、一応9,793万1,930円の所得がありまして、反対に、所得のマイナスの方が920人おられます。その合計額が1億9,827万6,000円という、現在苦しい状況であります。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 個々御説明をいただいたわけですが、今後の施策、今現在いろんな施策を打たれておる中で、補助金を国、県、町で、特にJAにかなりの補助金が出ておるんじゃないかというふうに思いますけども、一番大事なところはやはりその成果、お金が出たら、やはりその実績がどういうふうについてくるかということ、ちゃんと行政のほうで目を見開いて見ていただきたいというようなことですが、その辺のことについて、JAさんとどういふふうなやり取りをされているか、その辺の御説明をお願いします。

議長（荒川 政義君） 中原農林課長。

農林課長（中原 義夫君） JAへの補助金の関係であります。柑橘の特産品対策ということで、かなりの補助金を今出しております。園内道の整備とか、防風ネットとか、マルチ栽培、（「JAちゅうより個人じゃないか。JAをとおして個人に。」と呼ぶ者あり）農業施策に対するJAから農家へということですが、補助を出しております。で、それによつての目に見えた効果というのはありませんが、高品質対策ということで要望もありますし、それに対応するということで補助金を出しておるところです。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 質問事項とは全然内容が異なるんじゃないかなと思うんですけ

ども。例えば、ここ最近の新聞にありました、広島県の安芸高田市とＪＡ広島北部、ここでは、農業者後継者育成基金を協同で設立して農業を志する若者の育成と、定住促進の目的でそういう組織をつくっております。私が聞きたいのは、今からのこの大島、あと１０年したら果たして人口がどの程度になるんだろうかなという、非常に不安を持っております。先ほど、町長のほうからも御説明ありましたし、ここで調査のデータも持っておりますけども、ここ５年で平均が約３２０人ぐらい減っておるんじゃないかと思えますし、先ほど御説明があったように、この平成２２年８月末で１万９、８０５人という、２万人をかなり切ってきてますけども、そういうことに対しての不安と、やはり先ほど申し上げましたように、企業誘致というのは、今この世の中、こんだけ荒んでおると非常に難しいということですので、やはり農家の所得を上げるほうが一番近道かなということで御質問したわけです。

それと、新しい施策として、その辺の先ほど申し上げたように、ＪＡの大島さんといろんな協議をされて、農家の所得、要するに所得を向上させるための努力をどのような形でされておられるかという問いをしたと思えますけども、もしそれがあれば御返答いただきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今農林課長のほうから申し上げましたのは、結果的にはＪＡを通しておるわけですが、県とか町とかを、ＪＡをつけて、そして農家のほうに補助しておるということで、例えば園内道とか防鳥ネットとか、もろもろたくさん対象物件はありますが、それに対して、町もＪＡも一緒になって個人の農業政策といいますか、農業の営農の労力軽減等に出しておるということございまして、直接農協に出しておるというわけではございません。それで、農協と一緒にしてからやっているのは、一番いい例は担い手支援センターを通して、それらのＵターン、Ｉターンまたは新規就農者の開拓というのもやっておりまして、また、農地の流動化等に対しましても、農地銀行等というようなことをやっておりますが、これも県と町と農協とで出資、出しあって、これを管理運営しておるわけございまして、非常にこれにつきましては、新しい就農者も少しずつではありますが、効果が表れておるというのは事実でございます。今の基金をつくって、それを就農資金にしようというのは、ちょっと新しい取り組みではないかと思えますが、また、安芸太田市ですかね、安芸太田市の研究してみたいと思えます。

まあ、農業者が減る一番の要因は何かといいますと、やっぱり農産物の価格の崩壊と、流通経費の高騰ということに尽きるんだろうと思えますが、じゃあ、その柑橘の中でもいいものは何かということで、今盛んに県の推奨品でありますせとみ、ゆめほっぺを推奨しておりますが、果たして、じゃあそれだけで昔の栄光が戻るんかということも当然あります。まあ、農業と、やはりほかの産業とを組み合わせたものというのが、一つのキーワードじゃなからうかというふうにいるところでございます。ＪＡからは、この干ばつにつきましても、非常にひどい干ばつに

なりまして、みかんの樹勢が落ちておるということで、来年度に向けて県にも要望し、また町にもぜひとも応援していただきたいという要望が来ております。これは、今のみかんがどうこうということではなくて、多分こんだけの干ばつ被害を受けると、来年のみかんに大きく影響がでるだろうということで、その来年の樹勢の回復を早く取り組まんにゃいけんということで、それへの要請は既に来ております。こういうふうに、JAと共同してやっている事業もたくさんありますが、今の安芸太田市ですか、いろいろな状況のこともまた研究させていただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） いろいろあるんでしょうけども、まず、私のほうとしては、先般、地域活性化特別委員会で近郊の田布施の交流館とうずしおの母さんの店の視察研修を行ったわけですが、特に田布施の交流館で大変驚いたことは、出荷者の中には、1カ月に80万円売り上げがあると、月平均で50万円の売り上げがある農家があるということなんですけども、その売り上げを50万円ぐらい上げる方に近い人の話を聞きますと、年金をもらいながら50万円もうける、で、余暇は何をしよるかという海外旅行しよると、非常に裕福な生活をされておられる人もおられるわけです。それはなぜかということ、やはり直販ということで、流通機構を崩したものでペーパーマージンがないというようなことでの所得だなと思えますし、それ以上にかなりの努力はされておると思えます。

また、大畠の母さんの店では、皆さん御承知のように、橋のたもとにあるわけですけども、今1億円弱ぐらいの総売り上げ、あの店舗平米数でいくと、かなりの売り上げだというふうに思っておりますけども、独自性の運営をしながら、今新卒の女性を雇い入れをしておるわけですが、当然これが定住につながる、非常にいいことじゃないかと。専属をつけてまでそれがどうにか収支が伴うというようなことがあるわけですけども、やはり何らかの努力をしていけば、そういうことがあるのかなというふうに思っております。ただし、両店舗とも加工品の売り上げが約50%ということで、生産者がつくったものをそのまま持ってって、それで売上が上がるというわけじゃないわけですから、やはり加工場が必要ということになるろうかと思えますけども、先ほど町長が申されたように、今まさに第1次産業、2次産業、3次産業との融合で、第6次産業ということが盛んにいわれておりますし、地産地消ということも確かに必要でしょうけども、地産地消では数量が限られております。最近では地産遠消という形で、東京方面、人口の多いところに品物をどんどん出して収益を上げようというふうに取り組んでおられる、そういう取り組みをもう既にされております。やはり、今後、農業者と一番直接携わるJAさん、町の担当課、町を上げてやはり町民の所得の向上のために一丸となって努力していただきたいというふうに思います。私の一般質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で久保議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、明日9月17日金曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（木元 真琴君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時12分散会